保護者援助ガイドラインおよび家庭復帰適否判断のためのチェックリストの有用性に関する実証的研究

子ども家庭福祉研究部　才村純・山本恒雄・庄司順一・有村大士・板倉孝枝
佐藤和宏（研修員：神奈川県保健福祉部）
嘱託研究員　伊藤嘉余子（埼玉大学）
根本顕（神奈川県相模原児童相談所）
安部計彦（西南学院大学）
大阪市中央児童相談所　久保樹里
埼玉県所沢児童相談所　栗原直樹
関西学院大学　前橋信和
厚生労働省雇用均等・児童家庭局　太田和男

要　約

2008 年に厚生労働省から、虐待をする保護者を援助するためのガイドライン（家庭復帰の適否判断のためのチェックリストを含む）が示されたが、本研究では、全国の児童相談所を対象に質問紙調査を実施し、ガイドラインの活用状況や内容等に関する意見を把握した。さらに、措置解除の可否についての判断が分かれると考えられる模擬事例 2 例について、チェックリストを活用してもらい、その信頼性・妥当性等について統計的な検証を行った。その結果、ガイドラインについては概ね高い評価を得ているが、改善すべき点も浮上した。次年度は今回の調査結果を踏まえ具体的な改善点について提言する予定である。

キーワード：児童相談所　虐待する保護者への援助　家族再統合　家庭復帰

A Positive Study on the Value Using the Guideline for Supporting Abusive Parents and the Checklist for Ascertaining the Return of Home Assessment

Jun Saimura, Tsuneo Yamamoto, Junichi Shoji, Takae Itakura, Kazuhiro Sato, Kayoko Ito, Akira Nemoto, Kazuhiko Abe, Juri Kubo, Naoki Kurihara, Nobukazu Maehashi, Kazuo Ota

Abstract：In 2008, the guideline for supporting abusive parents, including the checklist for ascertaining the return of home assessment was shown by the Ministry of Health, Labor and Welfare. This study then implemented questionnaire to the Child Guidance Centers nationwide, and learned the opinions against the actual practical use and the contents of the guideline. In addition, using the checklist for the simulated two cases that was thought to be appraisals differ in termination of measures, and analytically verified in its liability and validity. As a result, it was absolutely regarded for the guideline itself but at the same time it was required to be improved. It is expected to suggest the specific improving points in the following study.

Keywords：Child Guidance Center, Supports for Abusive Parents, Family Reunification, Return of Home

Ⅰ 研究目的

平成 19 年の「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の改正により、児童虐待を行った保護者が都道府県知事による指導勧告に従わない場合における措置が規定されるとともに、施設入所等の措置を解除する際に保護者指導の効果等を勘案しなければならないとされるなど、虐待する保護者への援助が一層強く求められた。これを受け、本研究の主任研究者は平成 19 年度、財団法人こども未来財団の「児童関連サービス調査研究等事業」の一環として「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究」を実施し、この中で、先行自治体の例などを参考としながら保護者援助のためのガイドライン及び家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストを作成した（注１）。これらの研究成果は、平成 20 年３月に厚生労働省の通知「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」に集約され、普及が図られたところである（注２）。

しかし、虐待の再発防止を図るための保護者援助の手法は極めて複雑かつ困難であり、親子分離された子どもの家庭復帰の適否判断基準についても、その妥当性を欠けば重大な事態を惹起しかねない。

このため、本研究では、厚生労働省の通知により示された保護者援助のためのガイドライン及び家庭復帰の適否判断のためのチェックリストについて、児童相談所における運用実態の把握等を行い、その有用性、妥当性、信頼性を統計的に検証することにより、より精度の高いガイドライン及びチェックリストの作成をめざすものである。

注 1）才村純他「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究」『平成 19 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』（主任研究者：才村純）、（財）こども未来財団、2008.2

注 2）「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」、平成 20 年 3 月 14 日雇児総発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知

（才村純）

Ⅱ 研究方法

上記厚生労働省の保護者援助のためのガイドライン及び家庭復帰の適否判断のためのチェックリストについて、全国の児童相談所を対象に、活用状況、利点や問題点等に関する質問紙調査を実施し、課題を明らかにする。

さらに、家庭復帰の適否判断に迷うことが想定される模擬事例２例を設定し、これらについて家庭復帰の適否判断のためのチェックリストを活用して措置解除の適否判断（評価）をしてもらい、測定誤差や項目評価の安定性について検証することとする。

（才村純）

Ⅲ 研究結果

1. 質問紙調査

1-1　回答状況

全国の児童相談所 197 ヶ所に調査票を送付、127 ヶ所から有効回答を得た。有効回答率は 64.5%であった。

1-2　ガイドラインの内容

回答のあった 127 の児童相談所では、「現状でよい」が 106 ヶ所、91.4%と最も多く、「改善する必要がある」が 10 ヶ所、8.6%であった。9 割以上の児童相談所においてガイドラインの内容について肯定的な意見が得られた（表 1）。

1-3　ガイドラインについて改善すべき箇所

ガイドラインの内容について「改善する必要がある」と回答した 15 児童相談所から 改善点についての指摘があった。内容と理由は以下の通りである。

まず、(a)「第 2　基本事項」に施設長による面会・通信制限が可能とされているが、運用上の考え方、例えば緊急な場合等の考え方が不明であることから、面会・通信制限における施設長と児童相談所長との連携について、追加記載すべきという意見があった。

「第 3　保護者援助に関する援助指針の策定」については、7 つの意見が述べられていた。まず、(b)「1」の「必要に応じて子ども及び保護者等の当事者の参画を求める。」という記述については、当事者参画のない援助は実効性に限界が生じやすいという理由から、当事者参画を「必要に応じて」ではなく、「原則として」考えられるような記述内容に書き換えるべきとの意見があった。次に、(c)「3」の「乳幼児の場合は 3 か月ごと、少年(学童以降)の場合は 6 か月ごとを目安として目標を設定する」という記述については、現行の職員配置では、現実的に上記期間での見直しは困難な場合が多く、目標設定の目安についての合理的な説明の例を示す必要性が指摘されていた。また、(d)「4（1）」の「保護者が重篤な精神疾患による入院」については、入院でなくても在宅療養中や入院拒否ケース等でも指導が困難な事例はあり、「入院」という言葉を除くべきであるとの意見があった。さらに、(e)「6」の「家庭復帰の可能性が低い場合には、状態を適切に評価して出来る限り早期に里親委託等に変更するなどの」援助指針を策定・見直すことについては、措置先はケースの状況に応じて判断・選択されるべきであり、「家庭復帰できない」場合に、そのまま里親委託とするという記述は一面的ではないかという指摘もあった。加えて追加すべき事項として、(f)具体的なポイントが示されることで、実践の中に活かされることから、保護者指導の際の抑えるべきポイントを明示した内容についてはどうかという意見や、(g)一時保護という手法の効果的な活用を考えて、一時保護をした

後、一定方針が出来るまでの間のことについて触れておくべきではないかという意見があった。加えて、(h)「図１ 保護者援助の全体イメージ」で「援助の終結家庭復帰」ということになっているが、家庭復帰後も援助が継続しているというイメージが描けるように修正する必要性が指摘された。

「第４ 保護者援助の基本ルール」には、２点の指摘があった。まず、「2 児童福祉施設入所措置等を採る保護者援助」において(i)「(1) ①」では、「保護者援助は、子どもが児童福祉施設へ入所する準備段階から開始される」旨が記載されている。しかし、措置準備段階からでは遅く、保護者援助は受理・介入児から開始されるべきとの意見があった。また、(j)一時保護児童の在宅復帰をさせるかどうかのチェックリストが必要ではないかとの意見があった。加えて(k)「(2) ④」で「家庭復帰困難事例として里親委託に措置を変更すること」と踏み込んだ記載がされていることに対しての疑問が挙げられていた。また、(l)「(2) ⑥」において、「保護者の指導を受ける態度を勘案して」面会・通信制限の解除、接近禁止命令の取り消しを検討することが挙げられているが、保護者の態度だけではなく、「子どもの状況」を追加すべきとの意見もあった。さらに、(m)「(3) ②」の「家庭復帰の適否を判断」については、保護者援助の効果だけでなく、「保護者の意志」を追加すべきとの意見があった。最後に、(n)「(4) ①」において、「一定期間（少なくとも６ヶ月程度）」児童福祉司指導措置または継続指導を行うことが求められているが、現状として全てのケースを行政処分として対応している訳ではないので、「原則として」などの記述を追加すべきという意見があった。（表2） **（板倉孝枝・有村大士）**

1-4 ガイドラインについてのその他の感想、意見

回答のあった児童相談所のうち、ガイドラインに関しての意見や感想としては、以下のように大別することができる。

まず、「現状のままで良い」、あるいは「参考になる」という意見である。内容自体の構成やケースの進行状況に応じてわかりやすく、かつ、適切に示されていることや、チェックリストとあわせて家庭復帰の判断や判断するための視点・着眼点等について参考になっていると回答した自治体が多くあった。また、ガイドラインという基本的なルールがあることで、支援方法や措置の解除等の判断基準において、全国の自治体や児童相談所による家族への対応の格差が少なくなり、また、業務負担の軽減にもつながるのではないかという意見もあった。

２つ目として、自治体ごとに独自でガイドラインやチェックリストを作成しているという意見である。電算システム上にチェックリストを組み入れる予定であるという自治体や、「家族再統合マニュアル」等を作成し、現場で活用できる家庭支援と家庭復帰プログラムを検討している自治体、またはすでに取組んでいる自治体等である。

３つ目として、人事、体制に関する意見である。ガイドラインに沿って対応しようとしても、人手不足や相談所の体制上の問題から実行できないこと、あるいは、実行しようにもそのための力量が備わっていない（マンパワー不足）との意見があった。そのためには、ソーシャルワーク技術向上のための研修体制の整備と充実を求める意見もあった。

４つ目として、28 条措置事例の保護者援助に関しての意見である。ガイドライン中のイメージ図では、「指導に従わない保護者の場合、他の措置を検討する」とあるが、「その他の措置」とは里親委託や親権喪失宣告の申し立て等であり、現実的な活用にはハードルが高く困難な場合が多いため、親権の部分停止やカウンセリングの受講命令といった多様な選択肢や司法の関与を求める意見もあった。

５つ目として、現実的に支援や指導にのらないケースや保護者の変容が期待できないケース等への対応についてである。現実的にはガイドラインの流れにはのらないケースであり、ガイドラインの実効性と現場の実際の動きとのギャップの限界性を示している。その点を改善するために、司法の関与や連携のあり方などを求める意見があった（表3）。 **（佐藤和宏）**

1-5 チェックリストの活用状況

回答のあった 118 カ所の児童相談所のうち、「すべてのケースで活用している」11 カ所（9.3%）、「概ねすべてのケースで活用している」30 カ所（25.4%）、「ほとんど活用していない」46 カ所（39.0%）、「まったく活用していない」31 カ所（26.3%）と 6 割を超えていた。活用していると回答している児童相談所は 4 割に満たなかった（表4）。

児童虐待を行った保護者への援助にあたって、本ガイドライン（チェックリストを含む）は基本ルールであるという位置づけから考えると、「すべてのケースで活用している」が 9.3%と 1 割に満たず、「概ねすべてのケースで活用している」が 25.4%であり、両者を合計しても 34.7%。一方、ほとんど、まったくを合わせて「活用していない」が 65.3%であり全体の約２／３を占めている。特に「全く活用していない」については26.3%と全体の１／４を超えており、チェックリストの活用状況は低調であると言わざるを得ない。ガイドラインとして示されてからの周知を図るための期間が短く、周知が十分ではない、独自のものを活用しているなどの理由があるとしても、家庭復帰の適否を客観的に判断しなければならないことを考えると、チェックリストとして積極的に活用されることが望まれる。データの集積、項目の検討にとっても今後の継続的な活用が求められる。

1-6　チェックリストを活用していない理由

1-5 において、「ほとんど活用していない」、「まったく活用していない」と回答した 77 カ所の児童相談所のうち、回答のあった 72 カ所の内訳をみると、その理由として「該当事例がなかった」のは 24 カ所（33.3%）であった。それ以外の 48 カ所（66.7%）は「その他」を選択していた（表5）。

約3割が「該当事例がなかった」というものでありこれはやむを得ないと思われる。そのほかでは「独自のチェックリストを活用している」が 29.2%、「周知が不十分」が 7.0%、「会議等で十分検討している」が 7.0%、「使うことはある」が 8.3%、「使用しにくい」が 5.6%、「その他」が 9.7%であった。

各自治体独自の取り組みのもとに本ガイドラインが作成されたのであるが、チェック項目の検討や評価の標準化を進めるに当たっては、全国的に統一した方法で取り組むことが望まれる。また、チェックリストを活用することで、客観性をもって検討、判断、説明が可能になり、会議等の効率化、迅速化が図られると考えられる。

そのような点からも、全国レベルでのチェックリストの積極的活用が求められる。

なお、親子関係の項目、事例変化の表現、チェック結果と適否判断の対応などにおいて使いにくいという意見については、チェックリスト改善に向けた貴重な資料として活用しなければならない。

1-7　チェックリストを活用していない理由「その他」の内容

チェックリストを活用していない場合において、その他の回答や無回答の中には、会議や施設との協議を通して判断している、類似項目によって判断しているなど、判断の客観化を進める方法をチェックリスト以外で工夫していることが見受けられた（表 6）。これらについてはある程度理解できるが、チェックリストの活用や存在そのものが認識されていないなどについては、児童相談所としての業務の進め方そのものが適切に行われているのだろうかと考えてしまう。

また、無回答の内容として、「家庭復帰の是非より、施設処遇維持の危機への対応に追われている」というものに関しては施設と児童相談所という虐待への支援について中心的役割を担っている機関の危機的状況が現れている。　**（前橋信和）**

1-8　チェックリストの有用性

チェックリストの有用性については、75.5%が「極めて有用（15.5%）」か「まあまあ有用（60.0%）」との評価になっており、実際の活用状況の割合があまり高くないのに比べると大半が肯定的な評価となっている。おそらく既存のチェックリストを使っているところでも類似の項目が使われており、その評価と重なる部分があるものと推測される。他方、「どちらとも言えない」が 26 件（23.6%）、「やや有用でない」が 1 件（0.9%）あり、これらについては次項で具体的な内容の指摘について検討したい（表7）。

1-9　チェックリストの有用性について評価の理由

チェックリストの有用性についての評価の理由については、「極めて有用である」につき 16 件、「まあまあ有用である」につき 56 件、「どちらとも言えない」につき 24 件のコメントが記載された。「やや有用でない」についてはコメントが無かった。各評価理由別に項目内容を整理し、さらにその趣旨内容のグルーピングを行なった。ひとつの評価の中にグルーピングによっては複数の領域に渡る内容が並列されている回答もいくつか散見されたが、主な趣旨、最大2項目とし、その場合には各項目は 0.5 とカウントし、1回答は件数1件として計上する（表8）。

1-9-1. 極めて有用である

この評価に関して理由のコメントがあったのは 16 件である。内容的には以下の4つに分類される。

a．単なる社会調査だけでなく、客観的なチェックができることに意味がある。　6件

b．組織としての評価としての共通の理解、基準の明確化と共有化にとって有用。関係機関とも評価情報の共有化によって有用　5件

c．何らかの指標化された項目による検討、検証可能性が明確になることに意味がある　3件

d．経験の浅い担当者にとって、具体的な項目が明確であることが役に立つ。また経験者にとっても必要な領域の見落としが生じないように参照する枠組みとして有用　2件

「極めて有用」と評価した理由は、全体としては、チェックリストを活用することによって、評価・確認される事柄が組織の意思決定においても関係機関のネットワークにおいても一つの評価指標として共有されること、そのことがさらなる検証や客観化の手がかりになることを評価している。

1-9-2. まあまあ有用である

この評価にコメントがあったのは 56 件である。内容的には先の「極めて有用である」にあった4項目に加えて6項目、計10項目に分類される。

e＝a．単なる社会調査だけでなく、客観的なチェックができることに意味がある。 12件

f．このチェックリスト評価項目設定では、チェックする人の能力の影響が避けられない。指標として客観化する際の、例えば会議の補助的叩き台として有効。 11.5件

g＝d．経験の浅い担当者にとって、具体的な項目が明確であることが役に立つ。また経験者にとっても必要な領域の見落としが生じないように参照する枠組みとして有用。 9.5件

h＝b．組織としての評価としての共通の理解、基準の明確化と共有化にとって有用。関係機関とも評価情報の共有化によって有用。 8件

i．対象によって課題項目の追加検討が必要となるとみられる。 4件

j＝c．何らかの指標化された項目による検討、検証可能性が明確になることに意味がある。 3件

k．軽度のケースには活用可とみられるが、重症例ではこれだけの項目と基準では評価しきれない。 2件

l．援助の局面ごとの基準としての対応関係が無い。面会・外泊・引き取りといった作業課題と過程に対応した評価が実際には必要となってくる。 2件

m．既存の評価枠組みと重複している。アセスメントに必要な項目は網羅されている 2件

n．業務多忙のためチェックできない場合あり、すべての事例に適用できない。これまでの経験事例数が少なく、評価のための件数不足で判断困難。 2件

「まあまあ有用」と評価した理由には「まあまあ」という評価になった肯定的側面と消極的・批判的側面の両方がみられる。

肯定的側面は評価情報の共有化、客観化の重要性に注目しており、「極めて有用」の評価と重なる。批判的側面では、チェックする側の力量の影響による評価の揺れの可能性に注目しており、指標の客観性の確保のプロセスの必要性に注目している。これに重ねて援助プロセスの判断とチェックの連動、対照関係の不足を指摘するものもあった。

消極的側面は、経験例が少なく、まだ評価に至らないとするものや、事例によって追加項目を想定するもの、業務多忙との兼ね合いでチェックリストの使用の負担を指摘するものなどがみられる。

1-9-3. どちらともいえない

この評価にコメントがあったのは 24 件である。内容的には先の「極めて有用である」にあった1項目、「まあまあ有用」にあった 3 項目に加えて6項目、計 10 項目に分類される。

o＝n．まだ使っていないため、評価できない。 7.5件

p．設定項目の該当、非該当を積み重ねても、引取りが可能となるような判断に結びつくとは思えない。 3.5件

q．チェックリストを活用するような事例が存在しなかった。 3件

r＝f．このチェックリスト評価項目設定では、チェックする人の能力の影響が避けられない。指標基準の客観化が不十分。 3件

s．項目はいずれも現時点での判断であり、将来予測の視点が弱い。

t＝m．既存の評価枠組みと重複している。アセスメントに必要な項目は網羅されている。 1件

u＝b h．関係機関との評価情報の共有化にとって有用。 1件

v．親子関係についての評価項目が必要。 1件

w．チェックリスト項目の有用性を否定するものではないが、業務多忙な中で時間を割いてまで作業する程の有用性は感じない。 1件

x．チェックせずとも結果は予想できる。 1件

「どちらとも言えない」と評価した理由には批評的に肯定するもの消極的なものと批判的なものがみられる。批評的に肯定するものは情報の共有化を指摘するものである。

消極的には、使っていない、あるいは適用する事例を経験していないというものと、既存の評価システムと重

複しているので、このチェックリストを使っていないというものがある。一部にはチェック作業を区別して扱う必要性を認めていない見解もみられる。

批判的なものは、「やや有用でない」の理由提示が無いだけにそれに準ずる評価として注目してみると、チェックされる状況評価と、対応の判断における根拠確認や判断行為とは同一ではないとする、情報チェックと判断行為の落差に注目するもの、「まあまあ有用」の理由にもみられた個人の力量や経験の影響による揺れを排除できないとの評価、将来予測や潜在リスクの評価が難しいとするものなどがみられる。

評価コメント全 96 件を趣旨別に分類集約すると以下の６項目になる。

1）肯定的評価：単なる個別事例の対応上の調に留まらず、客観的かつ横断的なチェック項目の整理が進むことで、組織としての方針・判断にかかわる情報とその評価が明示される。そのことは組織内に留まらず、関係機関との共通理解の指標となる。【32件】

2）修正批判的評価：指標化された項目設定によって検証が可能となる。現状では各項目チェックの基準が標準化されていないために、それを行う者の経験や構えによる評価の揺れは避けられず、そのため、項目評価を積み重ねても、対応局面ごとの判断や将来のリスクとの妥当な照合性は期待できない状態にある。今後実証的なデータの蓄積による検証を経て、チェック基準の標準化が進めば、判断の際の一定の指標としての活用が可能となる。それまでは、複数の者が同時にチェックして互いに照合しあう叩き台的な活用方法に留まるのではないか。【28件】

3）限定的評価：判断基準があいまいで、重症例には適用の限界ある。問題が比較的軽い事例に適する。経験の浅い担当者や広く必要な要件を確認する領域のチェック、参照枠組みとして利用するのが有効ではないか。【13.5件】

4）消極的な未使用・評価保留：経験件数の不足のために評価に至らない、あるいは判断困難。活用するような事例を経験していない。業務多忙により、チェックリストを活用できていないなど、評価に至らない使用状況にあるか、事例経験が不足している。【12.5件】

5）積極的な未使用：既存の家庭復帰プログラムや評価システムがあるために、あるいは単なるソーシャルワークにおいて提案されているチェックリスト内容はカバーされており、あらためてこのチェックリストを使うことはない【5件】

6）追加修正の提案：適用する対象によって、評価項目は追加する必要があるとみられる。例えば親子関係の評価項目が領域設定として、もう少し必要とみられる。【5件】

（山本恒雄）

1-10　チェックリストの項目について

チェックリストの項目については、「現状でよい」が65.5%、「何らかの修正が必要」が 13.3%、「その他」が 21.2%であった。修正に関する具体的な意見については事項で取り上げる（表9）。

1-11　チェックリストについて改善すべき項目

チェックリスト２０項目のうち、項目５から項目２０までについて、それぞれの項目を想定した修正意見があった。また、追加すべきいくつかの項目もあげられている。その他、様式に関する意見もあった（表10）。

（1）項目の修正について

① 項目の分割

複数の内容が盛り込まれている項目についてはチェック項目を分割する。「複数の事を同時に問われると答えにくい」「項目を分けてチェックするほうが課題が明確になる」等の意見である。（項目 4, 5, 6, 9, 12, 17）

② 類似の項目

似通った項目があるため、別の視点の項目を作ってはどうか。「項目 19, 20 の設問がつけにくかった。同じようにつけてしまう。家庭の側の支援の受け入れ状況を評価してはどうか？」という意見があった。

③ 評価基準が厳しい

チェック項目の評価基準が厳しい。「子の発達状況・特性を的確に把握し、対応できるのか（項目 10：子どもの立場に立った見方）」求めていることに保護者が対応できるのかを疑問視する意見である。

また、「『～られる』ではなく『～られることが期待できる』ときは△印を記入する。あくまで環境変更後のことは断定できない。」のように評価基準を緩和してはどうかという意見もあった。（項目 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20）

④ チェック項目表記の明細化

支援機能や支援機関等を具体的にリスト化する。「地域資源を記入して意識的に活用をはかる。」（項目 17, 19）、チェック項目をより具体的なものにする。「知的能力、身体発育（項目 5:健康・発育の状況）などの意見がある。

⑤ 評価のための情報不足

項目 7:リスク回避能力、項目 10:子どもの立場に立った見方、項目 11:衝動のコントロール、項目 12:精神的安定、項目 13:養育の知識・技術、について、「面会や外泊の状況だけでは評価が困難」という意見があった。

（2）項目の追加

保護者側の項目としては「保護者間の関係性（ＤＶ、支配、協調、相互補完、依存等）」「被虐待歴」「嗜癖な

ど」「愛着関係の理解」などが、子ども側の項目としては「PTSD 症状」「発達、問題行動の改善等を検討する項目」「虐待の重症度(種類、継続期間、頻度など)」「保護者への愛着、恐怖心」などがそれぞれ追加する項目としてあげられている。

また、「地域の受け皿」「地域ネットワークでの情報共有」「措置審査部会での意見聴取」などもあがっている。

(3) 様式に関する意見

様式に関しては、「児童名、記入者名、記入年月日を入れる」「複数の保護者のチェックを可能とする」という意見があった。

(4) 総合評価の表現について

「家庭復帰は進めるが課題はある、というケースが多い。課題をすべてクリアできないと復帰を進めるべきではない、というふうに扱われることを懸念する」と、総合評価の選択肢の表現についての意見があった。

(根本顕)

1-12 チェックリストに関するその他の意見（表 11）

(1) 評価基準に関する意見

最も多かったのが、各項目における４段階の評価基準「はい／ややはい／ややいいえ／いいえ」の改善の必要性を指摘する意見だった。具体的には、数値化や点数化してわかりやすくした方が良い、数値化が困難であれば図式化する等、評価結果を視覚的にわかりやすく示すことができるようデザインした方が良い、といった意見があった。

(2) 新たな記入項目に関する意見

現状のチェックリストに加えて新たに設置した方が使いやすくなる項目を提案する意見も複数みられた。

まず、多かったのは、評価後の援助計画や援助を進める上での留意点等について記入できる項目の設置についてである。あわせて、各局面における課題事項や付帯条件等に関する記入欄、中心となる機関に関する欄があると良いとの提案もあった。

次いで多かったのは、親子関係の評価や施設入所前と現状との比較ができるような項目やリストのデザインに関する指摘であった。とりわけ、家庭復帰プログラムの実施状況や家庭復帰のめどに際して具体的に評価できるような項目の設置の必要性を示唆する意見がみられた。

(3) 子どもの特性への配慮に関する意見

きょうだいがいるケースでは、きょうだいの人数分のリストを用意し、個別の状況の相異が把握できるようにするべきとの運用上必要となる配慮に関する指摘があった。

また、乳幼児と小学生、中学生など、子どもの年齢に応じてチェックリストの内容も変わるはずではないかという問題提起もなされていた。

(4) その他

その他として、自治体独自で作成したリストを使用している、チェックリストはほとんど活用していないためコメントできないという意見が複数あった。

(伊藤嘉余子)

2. 模擬事例調査

2-1 分析の枠組み

「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」は、横浜市、神奈川県、東京都、大阪府等、先行して家庭復帰等のチェックリストを導入した自治体を参考にして、先に紹介した 平成 18 年 こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業として実施された「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究」において、実践者、および研究者、施策立案者の議論をもとに作成された。しかしながら、統計的な検定等は行われておらず、その効果や有効性、安定性に関しては実証がなされていない現状であった。従って本研究では、模擬事例を使用し全国の児童相談所において、共通の模擬事例に記入してもらうことによりチェックリストの性能を検証、および今後のあり方について検討を行うこととした。模擬事例については、研究班内で家庭復帰の判断に困難をきたす事例内容を検討し、先行調査における事例の特徴から２事例を作成した。

検討の内容として、それぞれの事例における①具体的な判断の内容、②判断のばらつき、③家庭復帰の方針との関連等について統計解析を行った。

2-2 検討を行うにあたっての留意点

本調査においては、守秘義務を伴わない模擬事例を使用したが、その記入にあたり、記入者、および記入者が実戦の経験等からイメージする事例像の要因、事例そのものの判断の難しさの要因等の影響を受けることが考えられ、分析には留意が必要であろう。

2-3 模擬事例Ｉ（表 12、表 13、表 14、表 15、表 16）

(1) 単純集計

無回答、および不明の割合

児童相談所が無回答、および「不明」を選択した割合 25%以上の項目を挙げると①「子ども：対人関係、情緒の安定（乳児該当）」105（82.7%）、②「家庭環境：地域、近隣における孤立、トラブル」77（60.6%）、③「保護者：衝動のコントロール」63（49.6%）、④「子ども：リスク回避能力」54（42.5%）、⑤「経過：施設等の判断」52（40.9%）、⑥「保護者：子どもの立場に立った見方」49（38.6%）逆に 無回答、および「不明」を選択した割合が 10%以下の項目を挙げると、①「子ども：健康・発育の状況」4（3.1%）、②「保護者：引取りの希望」4（3.1%）、③「経過：交流状況」5（3.9%）、④「家庭環境：生活基盤の安定」5（3.9%）、⑤「子ども：対人関係、情緒の安定（乳児非該当）」7（5.5%）、⑥「保護者：関係機関への援助関係構築の意

思」7（5.5%）、⑦「子ども：家庭復帰の希望」8（6.3%）、⑧「地域：地域の受入れ体制」12（9.4%）の順であった。

平均値の比較

次にそれぞれの平均値について、２以下を抽出すると①「子ども：家庭復帰の希望」1.08、②「保護者：引取りの希望」1.13、③「経過：交流状況」1.24、④「子ども：保護者への思い、愛着」1.27、⑤「子ども：対人関係、情緒の安定（乳児該当）」1.64、⑥「子ども：対人関係、情緒の安定（乳児非該当）」1.67、⑦「保護者：関係機関への援助関係構築の意思」1.73、⑧「保護者：虐待の事実を認めていること」1.85、⑨「子ども：健康・発育の状況」1.85、⑩「家庭環境：子どもの心理的居場所」1.88、⑪「地域：地域の支援機能」1.98 であった。逆に平均値３以上の項目を抽出すると①「家庭環境：親族との関係」3.78、②「家庭環境：地域、近隣における孤立、トラブル」3.1、③「子ども：リスク回避能力」3.05 であった。

家庭復帰の判断

家庭復帰の判断については、回答のあった 121 児童相談所のうち、「家庭復帰を進める」46（38%）、「家庭復帰に課題あり」73（60.3%）、「家庭復帰は不可」2（1.7%）であり、「家庭復帰を進める」事例は４割程度に留まる一方、「課題あり」、あるいは「不可」と回答された事例が６割であり、判断が分かれていた。

(2) 項目ごとの分析

- **1. 経過：交流状況**

選択内容は「はい」94（75.8%）、「ややはい」27（21.8%）、「ややいいえ」1（0.8%）、「いいえ」0（0%）、「不明」2（1.6%）であった。

- **2. 経過：施設等の判断**

選択内容は「はい」15（12.1%）、「ややはい」37（29.8%）、「ややいいえ」19（15.3%）、「いいえ」4（3.2%）、「不明」49（39.5%）であった。

- **3. 子ども：家庭復帰の希望**

選択内容は「はい」110（90.9%）、「ややはい」9（7.4%）、「ややいいえ」0（0%）、「いいえ」0（0%）、「不明」2（1.7%）であった。

- **4. 子ども：保護者への思い、愛着**

選択内容は「はい」82（66.1%）、「ややはい」26（21%）、「ややいいえ」2（1.6%）、「いいえ」0（0%）、「不明」14（11.3%）であった。

- **5. 子ども：健康・発育の状況**

選択内容は「はい」39（31.5%）、「ややはい」64（51.6%）、「ややいいえ」19（15.3%）、「いいえ」1（0.8%）、「不明」1（0.8%）であった。

- **6-1・6-2. 子ども：対人関係、情緒の安定**

（乳児非該当）選択内容は「はい」53（43.8%）、「ややはい」55（45.5%）、「ややいいえ」11（9.1%）、「いいえ」1（0.8%）、「不明」1（0.8%）であった。

（乳児該当）選択内容は「はい」10（41.7%）、「ややはい」10（41.7%）、「ややいいえ」2（8.3%）、「いいえ」0（0%）、「不明」2（8.3%）であった。

- **7. 子ども：リスク回避能力**

選択内容は「はい」2（1.7%）、「ややはい」17（14.2%）、「ややいいえ」29（24.2%）、「いいえ」25（20.8%）、「不明」47（39.2%）であった。

- **8. 保護者：引取りの希望**

選択内容は「はい」108（87.8%）、「ややはい」14（11.4%）、「ややいいえ」1（0.8%）、「いいえ」0（0%）、「不明」0（0%）であった。

- **9. 保護者：虐待の事実を認めていること**

選択内容は「はい」29（23.6%）、「ややはい」67（54.5%）、「ややいいえ」9（7.3%）、「いいえ」2（1.6%）、「不明」16（13%）であった。

- **10. 保護者：子どもの立場に立った見方**

選択内容は「はい」1（0.8%）、「ややはい」50（40.3%）、「ややいいえ」27（21.8%）、「いいえ」0（0%）、「不明」46（37.1%）であった。

- **11. 保護者：衝動のコントロール**

選択内容は「はい」7（5.6%）、「ややはい」40（32.3%）、「ややいいえ」17（13.7%）、「いいえ」0（0%）、「不明」60（48.4%）であった。

- **12. 保護者：精神的安定**

選択内容は「はい」11（8.9%）、「ややはい」72（58.1%）、「ややいいえ」16（12.9%）、「いいえ」3（2.4%）、「不明」22（17.7%）であった。

- **13. 保護者：養育の知識・技術**

選択内容は「はい」0（0%）、「ややはい」25（20.2%）、「ややいいえ」60（48.4%）、「いいえ」11（8.9%）、「不明」28（22.6%）であった。

- **14. 保護者：関係機関への援助関係構築の意思**

選択内容は「はい」38（30.6%）、「ややはい」77（62.1%）、「ややいいえ」5（4%）、「いいえ」0（0%）、「不明」4（3.2%）であった。

- **15. 家庭環境：地域、近隣における孤立、トラブル**

選択内容は「はい」3（2.4%）、「ややはい」10（8.1%）、「ややいいえ」16（12.9%）、「いいえ」21（16.9%）、「不明」74（59.7%）であった。

- **16. 家庭環境：親族との関係**

選択内容は「はい」1（0.8%）、「ややはい」5（4%）、「ややいいえ」10（8.1%）、「いいえ」89（71.8%）、「不明」19（15.3%）であった。

- **17. 家庭環境：生活基盤の安定**

選択内容は「はい」1（0.8%）、「ややはい」30（24.2%）、「ややいいえ」67（54%）、「いいえ」24（19.4%）、「不明」2（1.6%）であった。

- **18. 家庭環境：子どもの心理的居場所**

選択内容は「はい」22（17.9%）、「ややはい」64（52%）、「ややいいえ」10（8.1%）、「いいえ」0（0%）、「不明」27（22%）であった。

- **19. 地域:地域の受入れ体制**

選択内容は「はい」20（16.1%）、「ややはい」63（50.8%）、「ややいいえ」27（21.8%）、「いいえ」5（4%）、「不明」9（7.3%）であった。

- **20. 地域:地域の支援機能**

選択内容は「はい」35（28.2%）、「ややはい」46（37.1%）、「ややいいえ」21（16.9%）、「いいえ」6（4.8%）、「不明」16（12.9%）であった。

(3) 誤差

最大値と最小値の差が1であったものは「子ども：家庭復帰の希望」のみであった。加えて最大値と最小値の差が2であったものは「経過：交流状況」、「子ども：保護者への思い、愛着」、「子ども：対人関係、情緒の安定（乳児該当）」、「保護者：引取りの希望」、「保護者：子どもの立場に立った見方」、「保護者：衝動のコントロール」、「保護者：養育の知識・技術」、「保護者：関係機関への援助関係構築の意思」、「家庭環境：子どもの心理的居場所」であった。

また、分散が 0.6 以上の項目を抽出すると、①「家庭環境：地域、近隣における孤立、トラブル」0.867、②「地域：地域の支援機能」0.747、③「子ども：リスク回避能力」0.691、④「経過：施設等の判断」0.65 であった。逆に、分散が 0.4 以下の項目を抽出すると①「子ども：家庭復帰の希望」0.071、②「保護者：引取りの希望」0.13、③「経過：交流状況」0.199、④「子ども：保護者への思い、愛着」0.237、⑤「保護者：子どもの立場に立った見方」0.251、⑥「保護者：関係機関への援助関係構築の意思」0.285 であった。分散が 1 以下の項目は「子ども：家庭復帰の希望」のみであった。

(4) 家庭復帰の判断との関係

今回はそれぞれの項目が家庭復帰に対してどの程度影響力があるかについて、「対数価値[1]」を利用して分析を行う。対数価値が1以上のものを抽出すると①「経過：施設等の判断」（尤度比 9.75）、②「子ども：リスク回避能力」（尤度比 9.17）、③「地域：地域の支援機能」（尤度比 8.18）、④「地域：地域の受入れ体制」（尤度比 7.99）、⑤「保護者：虐待の事実を認めていること」（尤度比 7.17）、⑥「保護者：関係機関への援助関係構築の意思」（尤度比 5.14）であった。しかしながら、これらの項目の分散をみてみるとそれぞれ「経過：施設等の判断」0.65、「子ども：リスク回避能力」0.691、「地域：地域の支援機能」0.747、「地域：地域の受入れ体制」0.566、「保護者：虐待の事実を認めていること」0.411、「保護者：関係機関への援助関係構築の意思」0.285 であり、分散の大きな項目が目立つ。「保護者：関係機関への援助関係構築の意思」以外では、1から4まで判断が分かれていることから、家庭復帰の判断に影響が強い項目について、必ずしも一致した評価が得られているわけでないことが分かった。

2-4 模擬事例 2（表 17、表 18、表 19、表 20、表 21）

(1) 単純集計

- **記入状況**

児童相談所が無回答、および「不明」を選択した割合 25%以上の項目を挙げると①「子ども：対人関係、情緒の安定（乳児該当）」111（86.7%）、②「家庭環境：地域、近隣における孤立、トラブル」89（69.5%）、③「保護者：養育の知識・技術」58（45.3%）、④「経過：施設等の判断」45（35.2%）、⑤「保護者：衝動のコントロール」45（35.2%）、⑥「保護者：子どもの立場に立った見方」38（29.7%）、⑦「家庭環境：子どもの心理的居場所」35（27.3%）の順であった。逆に 無回答、および「不明」を選択した割合が 10%以下の項目を挙げると、①「子ども：対人関係、情緒の安定（乳児非該当）」5（3.9%）、②「保護者：引取りの希望」5（3.9%）、③「子ども：家庭復帰の希望」7（5.5%）、④「保護者：精神的安定」7（5.5%）、⑤「経過：交流状況」8（6.3%）、⑥「家庭環境：親族との関係」8（6.3%）、⑦「家庭環境：生活基盤の安定」9（7%）の順であった。

- **平均値**

「家庭復帰のためのチェックリスト」では、それぞれの項目の平均値について、2以下のものを抽出すると、①「保護者：引取りの希望」1.11、②「子ども：家庭復帰の希望」1.17、③「経過：交流状況」1.83、④「家庭環境：生活基盤の安定」1.91、⑤「家庭環境：親族との関係」1.92、⑥「地域：地域の支援機能」1.94、⑦「子ども：保護者への思い、愛着」1.97、⑧「地域：地域の受入れ体制」1.98 であった。逆に平均値が3以上のものを抽出すると、① 「子ども：対人関係、情緒の安定（乳児非該当）」3.63、②「家庭環境：地域、近隣における孤立、トラブル」3.05、③「経過：施設等の判断」3.02 であった。

家庭復帰の判断については、回答のあった 122 児童相談所のうち、 「家庭復帰を進める」30（24.6%）、「家庭復帰に課題あり」84（68.9%）、「家庭復帰は不可」8（6.6%）であった。事例1より家庭復帰に課題があると認識されており、「家庭復帰を進める」を選択したのは4分の1弱の児童相談所に留まっていた。

[1] 「対数価値（Log Worth）」とは、調整済みの p 値を用いて、次の式で計算される。対数価値=−log10(調整済み p 値)
この値が大きいほど、項目（今回の場合は家庭復帰の判断「A：家庭復帰を進める」と「B：家庭復帰に課題有り」「C：家庭復帰は不可」の検討）に対しての有意度が大きいという解釈ができることが検証されている。

(2) 各項目の詳細

- **1. 経過:交流状況**

選択内容は「はい」31（25.4%）、「ややはい」78（63.9%）、「ややいいえ」11（9%）、「いいえ」0（0%）、「不明」2（1.6%）であった。

- **2. 経過:施設等の判断**

選択内容は「はい」0（0%）、「ややはい」14（11.4%）、「ややいいえ」53（43.1%）、「いいえ」16（13%）、「不明」40（32.5%）であった。

- **3. 子ども:家庭復帰の希望**

選択内容は「はい」100（82.6%）、「ややはい」21（17.4%）、「ややいいえ」0（0%）、「いいえ」0（0%）、「不明」0（0%）であった。

- **4. 子ども:保護者への思い、愛着**

選択内容は「はい」30（24.6%）、「ややはい」53（43.4%）、「ややいいえ」17（13.9%）、「いいえ」5（4.1%）、「不明」17（13.9%）であった。

- **5. 子ども:健康・発育の状況**

選択内容は「はい」14（11.5%）、「ややはい」19（15.6%）、「ややいいえ」58（47.5%）、「いいえ」18（14.8%）、「不明」13（10.7%）であった。

- **6-1・6-2. 子ども:対人関係、情緒の安定**

（乳児非該当）選択内容は「はい」4（3.3%）、「ややはい」3（2.4%）、「ややいいえ」27（22%）、「いいえ」89（72.4%）、「不明」0（0%）であった。

（乳児該当）選択内容は「はい」2（10.5%）、「ややはい」5（26.3%）、「ややいいえ」6（31.6%）、「いいえ」4（21.1%）、「不明」2（10.5%）であった。

- **7. 子ども:リスク回避能力**

選択内容は「はい」18（14.8%）、「ややはい」57（46.7%）、「ややいいえ」20（16.4%）、「いいえ」6（4.9%）、「不明」21（17.2%）であった。

- **8. 保護者:引取りの希望**

選択内容は「はい」110（89.4%）、「ややはい」13（10.6%）、「ややいいえ」0（0%）、「いいえ」0（0%）、「不明」0（0%）であった。

- **9. 保護者:虐待の事実を認めていること**

選択内容は「はい」20（16.3%）、「ややはい」55（44.7%）、「ややいいえ」17（13.8%）、「いいえ」12（9.8%）、「不明」19（15.4%）であった。

- **10. 保護者:子どもの立場に立った見方**

選択内容は「はい」0（0%）、「ややはい」27（22%）、「ややいいえ」43（35%）、「いいえ」20（16.3%）、「不明」33（26.8%）であった。

- **11. 保護者:衝動のコントロール**

選択内容は「はい」1（0.8%）、「ややはい」25（20.3%）、「ややいいえ」37（30.1%）、「いいえ」20（16.3%）、「不明」40（32.5%）であった。

- **12. 保護者:精神的安定**

選択内容は「はい」11（8.9%）、「ややはい」84（68.3%）、「ややいいえ」22（17.9%）、「いいえ」4（3.3%）、「不明」2（1.6%）であった。

- **13. 保護者:養育の知識・技術**

選択内容は「はい」1（0.8%）、「ややはい」19（15.4%）、「ややいいえ」40（32.5%）、「いいえ」10（8.1%）、「不明」53（43.1%）であった。

- **14. 保護者:関係機関への援助関係構築の意思**

選択内容は「はい」17（13.9%）、「ややはい」74（60.7%）、「ややいいえ」16（13.1%）、「いいえ」4（3.3%）、「不明」11（9%）であった。

- **15. 家庭環境:地域、近隣における孤立、トラブル**

選択内容は「はい」1（0.8%）、「ややはい」9（7.3%）、「ややいいえ」16（13%）、「いいえ」13（10.6%）、「不明」84（68.3%）であった。

- **16. 家庭環境:親族との関係**

選択内容は「はい」24（19.5%）、「ややはい」83（67.5%）、「ややいいえ」12（9.8%）、「いいえ」1（0.8%）、「不明」3（2.4%）であった。

- **17. 家庭環境:生活基盤の安定**

選択内容は「はい」35（28.5%）、「ややはい」65（52.8%）、「ややいいえ」14（11.4%）、「いいえ」5（4.1%）、「不明」4（3.3%）であった。

- **18. 家庭環境:子どもの心理的居場所**

選択内容は「はい」4（3.3%）、「ややはい」56（45.5%）、「ややいいえ」26（21.1%）、「いいえ」7（5.7%）、「不明」30（24.4%）であった。

- **19. 地域:地域の受入れ体制**

選択内容は「はい」26（21.1%）、「ややはい」58（47.2%）、「ややいいえ」14（11.4%）、「いいえ」5（4.1%）、「不明」20（16.3%）であった。

- **20. 地域:地域の支援機能**

選択内容は「はい」29（23.8%）、「ややはい」53（43.4%）、「ややいいえ」15（12.3%）、「いいえ」4（3.3%）、「不明」21（17.2%）であった。

(3) 誤差

最大値と最小値の差が1であった項目は「保護者：引取りの希望」、「子ども：家庭復帰の希望」であった。また、最大値と最小値の差が2であった項目は「経過：交流状況」、「経過：施設等の判断」、「保護者：子どもの立場に立った見方」であった。その他の16項目に関しては1から4まで判断がばらけている。

また、分散が0.6以上の項目を抽出すると、①「子ども：対人関係、情緒の安定（乳児該当）」0.971、②「子ども：健康・発育の状況」0.79、③「保護者：虐待の事実を認めていること」0.784、④「家庭環境：地域、近隣における孤立、トラブル」0.682、⑤「子ども：保護者への思い、愛着」0.643、⑥「子ども：リスク回避能力」0.601であった。逆に、分散が0.4以下の項目を抽出すると①「保護者：引取りの希望」0.095、②「子

ども：家庭復帰の希望」0.145、③「経過：交流状況」0.325、④「家庭環境：親族との関係」0.329、⑤「経過：施設等の判断」0.365、⑥「保護者：精神的安定」0.383 であった。分散が 0.1 以下のものは①「保護者：引取りの希望」のみであり、事例１と比較して判断がぶれる事例が多いことが分かった。

(4) 家庭復帰の判断との関係

対数価値が１以上のものを抽出すると①「家庭環境：子どもの心理的居場所」（尤度比 9.59）、②「家庭環境：生活基盤の安定」（尤度比 8.31）、③「保護者：虐待の事実を認めていること」（尤度比 7.17）、④「経過：施設等の判断」（尤度比 4.39）、⑤「地域：地域の支援機能」（尤度比 5.72）、⑥「保護者：引取りの希望」（尤度比 2.76）であった。しかしながら、これらの項目の分散をみてみるとそれぞれ①「家庭環境：子どもの心理的居場所」0.479、②「家庭環境：生活基盤の安定」0.576、③「保護者：虐待の事実を認めていること」0.784、④「経過：施設等の判断」0.365、⑤「地域：地域の支援機能」0.596 であり、また③「経過：施設等の判断」以外は１から４まで判断が分かれていることから、項目１と同様、家庭復帰の判断に影響が強い項目について、必ずしも一致した意見が得られているわけでないことが分かった。

2-5 分析結果のまとめ

模擬事例１、２それぞれにおいて項目の評価が比較的家庭復帰の判断に影響が大きかった項目は「経過：施設等の判断」、「子ども：リスク回避能力」であった。その他の影響力のある項目も含めて、２つの模擬事例での項目の判断は事例２の「経過：施設等の判断」を除いて１から４まで分かれていた。また、最終的な家庭復帰の判断に結びつくと想定できる対数価値が高い項目では、分散の値が高い項目が目立つ。このことから家庭復帰について判断に影響を与えている項目が、必ずしも安定して記入できる項目とは一致しないことが把握できた。もちろん「2-2. 検討を行うに当たっての留意点」で述べたとおり、事例そのもの、あるいは事例の情報量の影響等もあり、今回の調査結果がそのままチェックリストそのものの性能と言うには限界がある。

（有村大士・山本恒雄）

Ⅳ 考察

1. ガイドラインについて

1-1 児童相談所からみたガイドラインの意義

保護者援助のためのガイドラインについては、9 割以上の児童相談所が「現状でよい」と回答し、「改善する必要がある」という回答は１割弱に止まっている。つまり、ガイドラインについて児童相談所からは概ね有用なものと評価されているといってよいだろう。虐待への対応については、当初迅速な介入と保護の重要性が叫ばれたが、最近の法改正に見られるように、28 条ケースの２年ごとの見直し、家族再統合に向けた保護者援助や、指導を受けない保護者への対応、家庭復帰後のフォローアップといった、初期介入後の総合的で一貫性のある援助の必要性が強調されている。このことは、個々のケースにおける全体的な進行管理（ケースマネジメント）の必要性を意味しているのであるが、そのノウハウは確立されているとは言えず、児童相談所等の体制が脆弱であることとも相まって、ケースマネジメントが適切かつ十分に行われているとは言えないのが実情である。つまり、個々の事例について先を見通した上での現在の援助の立ち位置を確認することができず、場当たり的な対応に終始してきた児童相談所が少なくないのではないか。このような状況の中で、ガイドラインが示されたことは、援助の中長期的又は短期的な目標とこれに到達するための羅針盤が与えられたことを意味するものである。

（才村純）

1-2 内容

ガイドラインについては、「現状で良い」あるいは、「参考になる」という意見が多く、また、今後標準化されていくことの重要性があげられている一方で、自治体ごとに独自のガイドラインやチェックリストを作成し、活用しているところもあり、ガイドラインの標準化の検討を図りつつも各自治体との情報や課題の共有をしていくことが重要であると思われる。

人事や児童相談所の体制強化については、才村らによる昨年の研究報告「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究」においても、今後の課題として述べられている点であり、今回の調査結果からも児童相談所の人員体制や援助技法の習得やそのためのサポート体制など、ガイドラインに沿って保護者を援助していくために必要な体制強化の課題が改めて浮き彫りになっている。

ガイドラインに沿った対応が、現実の保護者援助の実態に合っているかどうかの検証の必要性についても、前述の研究報告の中であげられていたが、この点についても調査結果の中で意見が出されている。保護者が支援や指導にのらない場合や、保護者の変容が期待できないこと、次なる一手が実態として難しい場合に（例えばそれは親権喪失宣告の請求であったり、別のパーマネンシーであったりする）、親権の部分停止やカウンセリングの受講命令といった司法の関与や法律の整備等、法的な課題の整理や検討が必要であるという意見があり、今後、ガイドラインの内容および児童相談所の実態を検証しながら、児童相談所の体制強化と共に関係機関の課題整理と検討が必要な視点であると思われる。

（佐藤和宏・板倉孝枝）

2. チェックリストについて

2-1　児童相談所からみたチェックリストの意義

児童相談所にとって、家庭復帰の判断は、子どもの安全の確認、分離の判断とともに、子ども虐待への援助においてきわめて重要な判断である。そのため、合議制による組織的判断を行うことが求められているが、子ども、家族、地域資源などの様々な情報を的確に収集・整理し、客観的な情報に基づき判断することが必要である。

情報をもれなく収集・整理のうえ、客観的な判断を行うためのツールとして、また、施設や関係機関との共通認識を促進し、課題の明確化や援助体制を構築する上でも、チェックリストは有用であるという評価が全体の４分の３を超えている。

しかし、今回の調査を通じて、必須項目の選定や、項目間の重み付けなどの問題、時間的変化の視覚化、追加項目の検討、判断基準の明確化など、現行のチェックリストにおける課題が明らかになった。また、ガイドラインに沿った援助が可能となるような児童相談所の体制整備や、機械的・事務的な適用ではなく、個別事例に対応した的確な見立てや客観的情報をもとに総合的な判断を行うことができる担当者の力量向上のための取り組みも求められる。

また、援助が切れ目なく実施されるためにも、安全確認のチェックリスト、分離判断のためのアセスメント、家庭復帰のためのチェックリストが、今後子ども虐待への対応マニュアル全体として統合される必要もあるのではないかと思われる。　**（前橋信和）**

2-2　評価および有用性

チェックリストの評価について、寄せられたコメントを参照しつつ、そもそも検討すべき観点を整理すると以下のようになる。

A．設定項目の妥当性

A-1. 虐待種別によって子どもの安全のニーズポイントは異なるが、それらを的確にカバーしているか。

A-2. 家族関係の修復について、家庭復帰判断における必要なポイントが適切に設定されているか。

A-3. 家庭復帰後の虐待再発のリスクの兆候が適切に評価できるように設定されているか。

B．設定項目の評価基準の妥当性

B-1. 各項目の評価を行う上で必要となる事例情報とは何か、充分に確認され、共通のものとなっているか。

B-2. 事例情報を評価する基準特性は充分に確認・共有されることとして、安定した基準となっているか。

C．評価者の力量、経験、価値観、態度の影響の統制

C-1. 評価者に力量や経験の違いがあっても、評価のために必要な情報内容は適切に指定され、識別されるか。

C-2. 評価者の価値観や態度に違いがあっても、評価の区分判断は一定の範囲に安定して保たれるか。

D．状況評価と判断の根拠についての説明能力

D-1. チェックリストにより確認され、評価された内容と、家庭復帰に関する方針判断の方向性との間には、一定の規則的な関連性が確保されるか。

D-2. 家庭復帰に関する方針判断の根拠のひとつとして、このチェックリストによる情報確認と評価内容が説明能力を持つか。

今回の調査で寄せられた評価とコメントは、上記の区分でみると、A群については、いくつかの領域や項目について、若干の追加の必要性を示唆する程度で、概ね妥当であるとの評価とみなされる。

B群、およびC群についてのコメントが最も突出して指摘事項となっている。肯定的な評価としては、家庭復帰に関する情報評価や状況判断の内容が、組織の中においても、関係機関との間においても、明確で具体的な内容とその評価として情報共有されることの意義を指摘するものが多かった。

批判的、あるいは建設的な評価としては、各項目の状況評価の安定性に関しての疑問と課題の指摘が多く、評価基準の標準化の必要性、評価者の経験や力量による影響力の可能性の大きさが指摘されている。これらは現状のままでのチェックリストの有効性を大きく限定する評価となっているが、同時にその課題の克服によってこそ、有効なチェックリストとして機能する可能性を示唆することともなっている。

D群については、そもそも事例についての援助経過における諸般の情報確認と評価という作業が、家庭復帰方針の判断・決定過程にどのように組み込まれていくのか、その時の重要な情報と評価とは何かということが十分に明らかにされていない結果となっている。既存の評価システムが機能しているのでこのチェックリストが不要であるとするなら、それは内容が重複しているからなのか、あるいは評価や判断のプロセスに全く質的な違いがあって使えないからなのか、その混在状態があるのか、明らかにしなければならない。

家庭復帰の方針について判断権限を持つ行政機関としての児童相談所は、当事者、関係者への判断根拠について説明能力を持つことが要請される。このチェックリストのB群の評価として情報共有の効用が高く評価されている理由のひとつも、情報の共有化がこの説明能力に寄与することを期待されてのことと考えるのが自然である。

現状としては、評価基準の標準化による評価そのものの安定性が確保されていないので、このチェックリストから判断根拠の説明能力を確保するのはまだ難しい段階にあると言わざるを得ない。

あらためて、現段階でのチェックリストの評価と有用性を概括すると、

① 家庭復帰にあたっての必要な情報項目を整理し、組織の内外の関係者が共有できる情報として扱うことができること、その結果として、今後の検証の課題も整理しやすくなったことが最も高く評価されている。

② 項目内容と評価基準の妥当性については今後に課題として残る。特に評価基準の妥当性については一定の標準化の手続きが必要で、それがないと、情報項目の評価の安定性が保障されなくなり、チェックリストが単なるチェック領域のリストとしての機能でしかなくなる。

③ 今後このチェックリストの有用性が、家庭復帰判断の妥当性やその根拠についての説明能力に結び付くためにはこの点の克服が課題となる。

④ もう一つの現状として、すでに各地域で機能している家庭復帰に関する判断システムがあり、そのためにこのチェックリストが全国共通のものとならない状況がある。今後は具体的な内容の共通性、およびこうしたチェック機能が家庭復帰の判断、方針決定とどのように関与しあっているのか整理することが必要である。

2-3 具体的内容の検討

(1) 事例調査において関与する要因群

• 虐待種別による特性

家庭復帰において評価、判断しなければならない子どもの安全のニーズは、課題となる不適切養育の内容によって違いがあり、粗くみれば、虐待種別による特性として分類される課題である。先の 2-2 のA群に属する課題が主にこれにあたる。これらの基本的な領域を一定の幅で共通にカバーすることがチェックリストに要求されることであり、その検証と修正が課題である。

• 提示事例の特性

個人情報の扱いに配慮した調査として、また必要な検証課題の調整のためには典型的な設定を施された呈示事例による評価の検証が想定される。ただしこの設定で重要な課題は、呈示事例の特性管理である。あらかじめ設定された項目のために事例を用意することは、その結果を既にコントロールする循環状態をもたらす。

しかも、実際の事例では必要な情報が常にそろっているわけではない。この点を考慮して、試行事例では過去の別の研究（注 3）で分析された事例特性の分類項目に従って事例を設定した。従って逆に設定された事例情報が、チェックリストに関しては情報不足となっている部分もあるが、作られた典型事例を使っての検証作業では、こうしたズレを含む事例の設定は避けられない要素となってくるだろう。その際、呈示事例はどの程度の情報項目とその内容を持っているか、あらかじめ別に評価しておくことも必要となるだろう。

注 3：才村純他「児童相談所における家族再統合援助の実施体制のあり方に関する研究-虐待者の属性と効果的な援助に資する要因との相関関係等に関する実証研究」（主任研究者：才村純）『日本子ども家庭総合研究所紀要第 43 集（平成 18 年度）、日本子ども家庭総合研究所、2007

• 評価者の力量によるばらつき

評価者の力量によるばらつきは、主にチェックリストの評価の安定性、一貫性に関する要素として扱われる。これを各項目の測定誤差としてみれば、評価者の経験の有無、経験内容の違い、事例に関する指導経過とその評価、評価者の価値観・態度等からは独立・中立に評価が設定され、安定していることが理想である。

逆にみれば、指導経過や相談上の関係性、周囲の状況との連動の中に身を置く当事者が、いったんそれらの状況から一歩距離をとったところで冷静に事態の評価を確認できることが求められる。しかし、そもそも家庭復帰の要件においてこれらの要素は直接の評価に関与する情報でもあり、その評価者バイアスだけを十分に区別することは、担当者と評価者を分けて比較するなど、相当の洗練を重ねないとむずかしいかもしれない。

（山本恒雄）

(2) チェック項目の内容、および的確性

チェックリストの項目の内容については、肯定的で有用であるとの意見が多かったが、改善の必要性を指摘する意見や的確性について疑問を呈する意見もみられた。

まず、４段階の評価尺度については検討する余地があると思われる。現行の「はい／ややはい／ややいいえ／いいえ」では、具体性に欠けるとともに、記入者の主観に偏りやすいという欠点がより色濃くなると思われる。元来、チェックリストはチェックする主体の主観から完全に自由にはなり得ないという特質をもつが、その特性を理解した上で、なお、客観性を担保できるようなリストのデザインの工夫が必要であろう。しかし、かといって、単純に数値化や点数化が図れるものでもない。例えば、複数のスタッフによって評価し、その結果の一致率をみる等の策も考えられるが、評価の方法のあり方については、今後さらなる検討が必要である。

次に、追加すべき項目として、親子関係の質を評価する項目が挙げられる。家庭復帰の可否を検討するにあたり、親子が互いにどのような感情を抱いているか、またお互いが自分たちの関係についてどのように自己評価しているか、さらに、それらについて児童相談所職員をはじめとする専門家がどのように評価・判断するかという点は非常に重要である。客観と親子の主観の双方の観点から親子関係の質について評価できる項目についても検討する価値はあるだろう。

また、親子分離前と現在とで、何がどのように変化（成長・進展・悪化）したのかについて評価できる項目

も必要であろう。A4用紙1枚でできるというコンパクトさも大きな魅力の1つであるため、どのような形で新しい項目を追加できるかはデザインの変更や工夫が必要になるが、必要な情報すべてを網羅していた方が有用性は高くなる。　**（根本顕・伊藤嘉余子）**

(3) チェックリストの性能

今回の調査結果、模擬事例による評価調査より、本チェックリストには以下の特徴が認められる。

・チェックリストの各項目は経験的な知見を代表・集約する形で作られている。従って個々の項目が担う内容は複数の下位項目に分解できる諸要素を含んでおり、そのためおそらく評価基準が輻輳し、その統制が困難となっている。

・1ひとつの項目が担う要素の多様性、評価基準の統制困難は、評価者個人の情報識別力や観点に起因する誤差、評価者の判断の傾向性による誤差を拾いやすく、安定した識別性を持てていない。

各項目に寄せられた意見をみると、本チェックリストに対して以下の二つの観点、期待される特性が混淆していることが認められる。

① 子どもが施設から退所する段階での課題領域を、もれなく見直すためのガイド（案内人）としての特性。

② 子どもを施設から退所させて良いかどうか判断するためのアセスメントのポイントを構成するガイド（識別人）としての特性。

・本チェックリストが作成された経緯からみると、本チェックリストは ① の観点に従って構成されたものであり、② の観点から作成されたものではないことがうかがわれる。今回の模擬事例の評価結果からみても本チェックリストは ② の要件を満たしていない。

・こうした結果からみて本チェックリストには、通常こうした局面に関するチェックリストに期待されがちな上記二つの特性のうち、① については概ねその要件を満たしているとみられ、また調査においてもそうした評価がなされているが、② についてはその要件を満たしているとは言えない。即ち基礎的・経験的な要件のチェックシートであるが、実証的なデータに基づいたアセスメントシートではない。

・この観点からみると、このチェックリストは、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」ではなく、「家庭復帰の適否を検討するためのチェックリスト」というべきものであり、家庭復帰の適否についての判断や説明能力を持つようなアセスメントポイントを構成するものとはなっていない。

・模擬事例の結果から見ても、評価欄のＡＢＣ区分は、二つの理由から修正を要するとみられる。ひとつの理由は、本チェックリストが評価判断のためのアセスメントポイントを構成しておらず、判断を導き出すためのリストとして不十分であること、二つめの理由はＡＢＣの項目の表現が分類基準として不明確であることによる。即ちＡの「家庭復帰を進める」は、どの時点の家庭復帰を指しているのか、今すぐの家庭復帰なのか、近い将来へ向けての方針確認なのか明示していない。Ｂの「家庭復帰に課題あり」は、一応、家庭復帰はさせてもよいが、なお指導課題があるということなのか、課題があるからなおしばらく家庭復帰は延期すべきということなのか、明示していない。Ｃだけが「家庭復帰は不可」という明示的な判断表現となっており、項目の論理的階梯性、連続性、分類基準、表記の仕方に見直しが必要とみられる。

チェックリストの性能という観点から以上の検討をまとめると、本チェックリストは、子どもが施設から退所する段階での課題領域を、網羅的に見直すためのガイド（案内人）という特性を持っているといえる。これは経験の浅い担当者が、課題として扱うべき領域を見直す時の、調査や検討項目についての基礎的なガイドラインとして一定の有用性があることを意味する。家庭復帰の判断にあたって検討すべき事項をもれなくチェックするための何らかのシステムを持っていない児相相談所にとっては、少なくともこのチェックリストにある項目領域を検討することが有用といえるだろう。しかし、もしも子どもの家庭復帰判断のアセスメント機能をこのチェックリストに求めるとすると、不十分であり、判断についての説明能力を持っているとは言えない。　**（山本恒雄）**

3. 今後の方向性と課題

3-1　ガイドライン検討の方向性と課題

ガイドラインはこれまで経験的に児童相談所が蓄積してきた最大公約数的な情報を網羅し、説明している点で、「子ども虐待対応の手引き」の保護者支援部分の要点解説として一定の機能を果たすものといえる。これは、現実の児童相談所の多様な次元における問題性や課題、業務の過剰負担や職員の専門性の確保困難による対応のバラつきの危険性に対して、最低限度の統一的基準を示すことを一つの目的、役割としている。

ただし、子ども虐待相談における保護者支援を、子どもの安全のニーズの侵害状態からのより確実な回復、子どもの安全を保障した親子関係の修復や家族再統合のための主要な要件とその手法の確立のニーズという観点から見るならば、これまでのガイドラインは実証的で具体的なアプローチの整理と明確化、個々の事例に則しての判断対応基準や困難要件の突破のため手法の提示には到達しておらず、多様な現場の経験的な知見を、その基盤となってきた多様性故に、個別性にまつわる要素を捨象して抽象的に抽出・集約したものに留まっていると言わざるを得ない。

今後ともガイドラインには二つの方向性が付きまとうだろう。一つは全国的な最低限度の統一性確保のための線引きをするための基準づくりである。この観点からの課題は、時々刻々に変動する地域や事例の流動性に対して、常時最新の各地の現況に対して一定の適合性ある統一性をいかにして継続的に維持するかにある。第二の方向性は、様々な虐待相談対応において、子どもにとって安全な親子関係回復を確保する上での保護者指導の困難性につき、実証的に有効な手法要件をいかに確保し、ガイドしていくかである。この観点からの課題は、多様な保護者指導の実態や、親子関係修復における子どもの安全確保の要件についての情報を、いかに実証的データとして補足し、評価・蓄積できるかにある。

3-2　チェックリスト検討の方向性と課題

現在のチェックリストは端的にいえば、基礎的・経験的な要件のチェックシートであり、実証的なデータに基づいたアセスメントシートではない。調査によれば、相談現場ではさらに多様なチェックリストが展開中であることが分かる。今回の調査では、全回答数 118 ヶ所のうち、本チェックリストを大半の事例に活用しているのは 41 ヶ所、その他、何らかのチェックリストが既に存在しておりそれを活用しているのは 24 ヶ所あり、該当事例が無いとする 24 ヶ所を除いた 94 ヶ所のうち 65 ヶ所（69.1%）は何らかのチェックリストを活用している実態がある。これらのチェックリストが何をチェックし、どのように使われているのか、共通点と相違点はどこにあるのかなどは今後の検討課題の一つである。

寄せられた意見からみると、先に指摘したようにこれらのチェックリストの目指す先は、経験的な知見・要件に基づく検討情報把握のチェック機能と、対応判断の根拠や説明性を確保するアセスメント機能の統合にある。両者は一見、抽象的、印象的には共通する臨床的な知見の蓄積の両面のように見えるが、実はその成立・吟味要件は大きく異なっている。臨床的な知見としての経験的な知見・要件に基づくチェック機能のための知識は、具象的な出来事の本質要素の抽出という点で、限りなく共通要素の要約という作業によって形成される。数量分析的に見れば、カテゴリー化における共通要素の抽出に近い。これに対してアセスメントの為の実証的な知見とは、具象的な偶然性を含むあらゆる選択肢の具体的な可能性を、その些細な差異まで無視することなく拾い上げ、あらゆる場合ごとの可能性を限りなく拡張してその多様性をくまなく吟味・集積する作業によって形成される。数量分析的にみればバラつきのあるデータの中から有意検定によって一貫性のある差異を見出すことがこれに近い。共に多年の経験と情報の蓄積を経る程にその精度は洗練され向上するという特性を持つが、そのための情報の扱い方は全く異なっている。両者は人間の抽象思考上の用途においては近似する道具のように見られがちだが、その形成においては全く異なる過程を要する知見なのである。

この認識が２０世紀後半の欧米における大規模なデータベースの構築やコンピュータによる大量な情報の統計処理のシステムの構築を進めさせてきた。この観点から見て、おそらく日本における相談現場のチェックリストが大規模なデータ数による、些細で多様な差異の吟味の集積によって構築された例はまだ無いのではなかろうか。こうした過程を経ないアセスメントの客観妥当性は限りなく直感と夢想に近い状態を漂う他ないのである。

保護者支援における、子どもの安全確保を前提とした親子関係の修復や家族の再統合のアプローチは日本独自の価値観と文化を背景にした特異性を持った領域である。確かに欧米においても近似する価値観や血縁の重要性を軸にした虐待対応、保護者支援の考え方が皆無なわけではないが、決して主流ではない。基礎的な蓄積データのレベルにおいて既に日本の独自性が存在する。もしも、アセスメントにおける客観妥当性を求めるなら、大規模な統計処理を可能とするデータベースの蓄積しか方法は無い。

子どもの安全を確保した保護者支援の展開の多様性を考えると、単年度で約 6000～7000 件の施設入所児童数、各年度で約 500～600 件の措置解除数、個別の事例の経年的変化の確認という要件からみて、措置解除に関するアセスメントのための基礎情報の蓄積を考えると最低 5～6 年分の事例情報の継続的・一元的な収集と蓄積があれば完全ではないにしても一定の知見を得ることが可能と考えられる。全事例の把握となれば４万を超える受理件数、おそらく継続事例を含め３万～４万の件数の動態把握が必要となる。これに比べれば、ずっと地味な規模である。ただし、それでもこれは内容、規模、情報管理の観点からみて国としての規模での作業を意味する。果たしてその必要性は想定される業務上の困難性よりも低いというべきだろうか。選択の決断のための猶予期限は、そう遠くない未来に置かれていると考えられる。

（山本恒雄）

まとめと結語

平成 19 年の児童虐待の防止等に関する法律の改正等により、虐待をする保護者への援助および的確な家庭復帰の適否判断が喫緊の課題となっている。厚生労働省においても平成 20 年 3 月、保護者援助のためのガイドライン（家庭復帰適否判断のためのチェックリストを含む）が示された。本研究は、当該ガイドラインの信頼性、妥当性、安定性などを検証するものである。

調査の結果、下記の点が明らかになった。

○ガイドラインについての意見では「現状でよい」が 9 割を超えていること。

○「改善する必要がある」と回答した児童相談所は1割弱であるが、改善すべきとして提言された内容について、ガイドラインに反映させるかどうかは引き続き検討していく必要があると考えられたこと。

○チェックリストの活用状況では、「すべてのケースで活用している」「概ねすべてのケースで活用している」を合わせて約 35%であり、「ほとんど活用していない」「まったく活用していない」を合わせて65%となっており、活用状況は積極的とはいえないこと。

○チェックリストを活用していない理由としては、「該当事例がなかった」が約3割、「独自のチェックリストを活用している」も約3割であり、これらは必ずしも活用に消極的とはいえないが、一方で「周知が不十分」「会議等で十分検討している」、「使用しにくい」などの回答が見られたことは無視できないこと。

○チェックリストの有用性については、「極めて有用」「まあまあ有用」を合わせて 75%を超えており、概ね肯定的な評価となっていること。その理由として、客観的なチェックが可能、指標として客観化する際の、例えば会議の補助的叩き台として有効、経験の浅い担当者にとって具体的な項目が明確となる、経験者にとっても必要な領域の見落としが生じないように参照する枠組みとして有用、組織での評価として共通の理解、基準の明確化と共有化にとって有用などの意見が多いこと。

○チェックリストの項目について「現状でよい」が65%を超えているが、「何らかの修正が必要」とする回答は 13%あったこと。調査で出された修正意見等を踏まえ、特に修正・追加を検討すべき事柄について、たとえば下記のようなものが考えられたこと。

・複数のことを同時に問われると答えにくいため、項目を分割すべき。

・チェック項目の評価基準が厳しく、現実的でない。

・4 段階の評価尺度について、現行の「はい/ややはい/ややいいえ/いいえ」では、具体性に欠けるとともに、記入者の主観に偏り易くなるのではないか。

・親子関係の質を評価できるような「親子が互いにどのような感情を抱いているか」「お互いが自分たちの関係についてどのように自己評価しているか」また、これらについて児童相談所等の職員がどのように評価・判断しているかといった項目は重要な判断要素であり、追加を検討すべきではないか。

・親子分離前と現在とで、何がどのように変化（成長・進展・悪化）したのかについて評価できる項目も必要ではないか。

○独自でチェックリストを作成・使用している児童相談所が 24 ヶ所あったが、これらのチェックリストが何をチェックし、どのように使われているのかを含め、国のチェックリストとの共通点、相違点について検討する必要があると考えられること。

○ガイドラインそのものの位置づけを整理する必要があると考えられたこと。つまり、当該ガイドラインは、全国的な最低限度の統一性確保のための基準（チェックリスト）として作成されたものであるが、これにとどまらず、子どもにとって安全な親子関係を回復するための実証的に有効な手法要件をガイドしていくツール（アセスメントツール）として位置づけられないか検討の余地があること。

○２つの事例調査に共通する結果として、家庭復帰判断に影響力が大きい項目として「経過：施設等の判断」「子ども：リスク回避能力」などが挙げられるが、これらの項目が必ずしも安定して記入できる項目とは一致しておらず、事例における情報量の影響や回答者の属性や力量などとの関係を分析する必要があるが、調査で得られる回答数（サンプル数）では限界があるといわざるをえないこと。アセスメントにおける客観性・妥当性を求めるなら、大規模な統計処理を可能とするデータベースの蓄積しか方法がないと考えられ、これには国レベルでの作業が望まれること。

いうまでもなく、虐待事例における援助の目標は親子分離にあるのではなく、分離後の家族再統合にある。そのためには虐待をする保護者への援助が必要不可欠となる。また、親子分離を予防する観点からも保護者援助は極めて重要である。そのためには、より現実性を備えた精緻なガイドラインが必要となる。さらに、家庭復帰の適否判断には極めて高度な専門的な判断が求められ、これを誤ると取り返しのつかない事態を招来しかねない。家庭復帰について的確な判断を行なうには信頼性・妥当性の高いチェックリストが必要となる。

本研究は国が示したガイドライン、チェックリストのあり方を検証し、より信頼性の高いものになるよう提言することを目的にしているが、上に述べたように、今回の調査から検討すべき種々の課題が明らかになった。次年度はこれらの課題についてさらに具体的な精査・分析を進めたい。

最後になったが、ご多忙な中、調査に協力いただいた全国の児童相談所の職員の皆様方、本調査研究に貴重なご助言と本稿へのご執筆をいただいた研究協力者の方々には心からお礼申し上げる次第である。

（才村純）

集計結果

表1.　ガイドラインの内容について

	度数	%
現状でよい	106	91.4
改善する必要がある	10	8.6
合計	116	100.0
欠損値	11	

表2.　ガイドラインについて改善すべき力所

項目	取扱	改善すべき内容	改善すべき理由
2	追加	面会・通信制限において施設長と児相長との連携について。	施設長による制限が可能であるが、運用上の考え方(緊急な場合等の考え方)が不明。
5	追加	保護者指導の際、おさえるべきポイントを明示した内容にしてはどうか。	具体的なポイントが示されることで、実践の中にいかされるものになると思われる。
5	追加	職権で一時保護をした後、一定方針が出るまでの間の事項。	一時保護という手法を効果的に活用したい。
5	追加	第3－3目標設定の目安についての合理的な説明の例を示す。	現実的に乳幼児3ヶ月毎、学童6ヶ月毎の見直しは困難な場合が多い。
5	修正	第3－1「必要に応じて子ども及び～」→当事者参画が原則と考えられるような記述に修正。	当事者参画のない援助は実効性に限界が生じやすい。
5	修正	第3－6「家庭復帰の可能性が低い場合～里親委託等に変更するなど」。	措置先はケースの状況に応じて判断・選択されるべきであり、「家庭復帰できない」＝里親委託という図式は一面的。
5	修正	参考;図1　援助の終結　家庭復帰	家庭復帰後も援助が継続されるイメージを示す必要がある。
5	削除	重篤な精神疾患による入院⇒「による入院」を削除。	在宅治療中や入院拒否ケースにおいても指導実行困難。
6	追加	一時保護児童の在宅復帰をさせるかどうかのチェックリスト。	具体的な評価基準があれば業務の参考となる。
6	修正	2－(1)－①「保護者援助は～準備段階から開始される」	保護者援助は受理・介入時から開始されるべきもの。措置準備段階からでは遅い。
8	追加	(2)－⑥面会・通信の制限の解除、接見禁止命令の取消を検討するにあたり勘案するものとして「子どもの状況」を追加。	(2)－②で触れているように、保護者の態度だけでなく子ども状況も加えるべき。
8	修正	家庭復帰困難事例として里親委託に措置を変更すること。	そこまでの記載が必要かどうか？
9	追加	(3)－②家庭復帰の適否の判断に保護者の意思の確認を追加。	保護者の意思を確認することは重要。
9	修正	問4と重なるので省略。	問4と重なるので省略。
10	修正	[1]内の一定期間の前に原則としてなどの文言を入れる。	全てのケースに行政処分を出している訳ではない。

表3. その他のガイドラインについての感想やご意見

現状でよい

- 実際のケース対応では、ガイドラインの流れにのらない家庭も少なくなく、支援・指導の難しさを感じています。また、家庭引きとりにあたって、地域資源、福祉制度等、現在あるものでサポート体制を役割分担しても課題が残る家庭もあり、支援の限界を感じます。保護者が生活に余裕がなく、支援を受け入れる土俵に立つことさえままならないケースもあり、生活基盤の底あげをしていけるようになればと思います。
- 28条承認が効果を上げるものもある一方、指導を受け入れない保護者、児相との関係がよくない保護者などは28条承認から2年おきの更新が短いと感じるケースがいくつかある。家裁からの更新承認の文書により、より保護者と児相との関係が悪化したり、親への恐怖が強い子どもなどは、家裁の調査が負担で非常に不安定になるケースもある。ケースによって2年以上の更新期間を設けることも必要ではないだろうか。また、援助のイメージ図には指導に従わない保護者の場合、他の措置を検討とある。その他の措置として、里親委託や親権喪失宣告も検討とあるが、現実的には里親に移行することは簡単ではなく、親権喪失宣告もハードルが高く活用しづらい。親権の部分停止、カウンセリング受講命令などもっと多様な選択肢がほしい。
- 完全に利用できていません。平成21年度から電算システムを実施する。「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を、当該システム「児童相談所情報システム」に組み入れることとしたため、今後は活用することとなります。
- 千葉県では平成19年度に「家庭関係支援プログラム（試案）」を作成し、平成20年3月に「家族関係支援の手引き～切れ目のない支援の実現に向けて～」を完成させている。そのなかにあるチェックリストにもとづき、アセスメントを行っている。
- ガイドライン自体の構成、ケースの進行状況に応じた対応が適切にわかりやすく示されていると思います。
- 家庭復帰の適否を判断する上で、大変参考となっています。
- 児童虐待への支援として、児童相談所のみの役割でなく、幅広い視点で考えていく必要があると思われる。その点から本ガイドラインを見ると一面的であると考えられる。○現状の運用については・社会的養護における量、質な問題。・18才以後の本人と親権者との関係性の問題。・児童自身の意向。など　ガイドラインで示すとおりの運用は困難な面が多い。
- チェックリストの項目や記入上の着眼点等、簡潔に良くまとめられていると思います。
- 本県では平成１４年度に「被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル」を作成し、在宅支援ケースを含めた「家庭支援の為のチャックリスト」、「家庭評価ワークシート」などを活用して保護者指導を行うこととした。また、平成15年度には「家庭再生のための地域型家族支援マニュアル」、平成16年度に「市町村向けあいち子どもの虐待対応マニュアル」などを作成し、加藤曜子氏の在宅支援アセスメントシートを参考に愛知県改訂版を活用することを目指した。こうした経緯を踏まえて、平成19年度には「家庭再結合マニュアル（暫定版）」を作成し（平成20年２月）現場で活用される家庭支援と家庭復帰のプログラムを２年かけて検討しているところである。以上の経過から、ガイドラインや評価のためのチェックリストは有用と考えるが、厚生労働省が示した保護者援助ガイドライン及び家庭復帰適否判断のためのチェックリストは本県においては利用していない。
- ガイドラインの内容については、現状で良いと思います。ただケースバイケースで難しいことかも知れませんが、28条申立ての際に家庭裁判所から、「保護者援助プログラム」等を求められることがあり、プログラムのひな型（様式）等の例示があれば、一層良かったと思います。
- ほとんど活用していないため、実効性がわからない。
- 保護者援助においては、多大な時間が必要である。新規の虐待相談に追われ、保護者援助の必要は感じるが充分できないのが現状である。
- 特に法第28条の「更新」手続き等について、家庭復帰チェックリストも活用して、客観的に進めていくことは有効であると考える。・今後、家庭裁判所も含めた対応等、法的整備を一層進めていく必要がある。・また、家庭復帰について抵抗の強い地域との調整について、要保護児童対策地域協議会ネットワークも活用しながら、進めていくというシステム作りも大きな課題である。
- 保護者に対して丁寧にフォローしなければならないことは十分に理解できるのですが、子どもを家庭からの切り離した後は、そこまで対応する余力がありません。人手不足。
- 各自治体の努力、工夫によって独自にアセスメント、チェックリストを作成していると思いますが、ばらつきがあり、判断基準も曖昧なところがあり、一定の規準を示されることは参考になるものがある。
- まだ作成して1年なので、当面はこの内容を全関係者に周知・徹底を図ることを優先したい。
- 視点がわかりやすく、活用しやすい。
- 家庭復帰不可能な児童に対して里親（委託）等にすることには理解できるが、各自治体の里親制度の希薄さ（理解・認識）と里親認定のハードルを見直すことが急務と思われる。
- 青森県では、県の事業として平成17、18年度で「子ども虐待家族再統合促進事業」を実施し、「家族再統合サポートプラン」を策定し、そのなかに評価及び家族引き取りの基準等を示している。19、20年度は引き続き、親子関係修復プログラム実施マニュアル研究会を県の事業として行ない、具体的なケース事例に基づいて研究している。各県でも同じ様なことは実施していると思うので、今後、研究成果が出てくれば是非その成果を取り入れて、簡潔で使い易く、実際的なプログラムや評価基準を作成していただきたい。
- 具体的な表現も一部見られるが、ガイドラインという性格からか包括的、汎用性の高い表現であり、現段階での具体的な評価、判断はむずかしい。
- 援助を受け入れない保護者に対し、介入的なケースワークをすすめるよう示されているが、具体的な手法がないように思う。司法との連携のあり方など具体的に検討してほしい。
- 児童福祉施設入所措置中、措置解除及び、措置解除後の対応について、明確化したことは、意義深いと思う。ただ、増加する虐待ケース、求められるきめの細かいケースワークを展開していくためにはマンパワー不足。ケースワーク技術向上のための研修の充実がなければ理想と実際の現実との間に格差が生じる懸念があると思う。
- 病理後、偏りの強い虐待親への対応について苦慮している。
- 現状の物を必要に応じて利用させて頂いています。

- 児童福祉防止法第11条、第3項に基づく知事勧告の積極的活用とあるが、発動効果は疑問に思われる。
- 虐待を行った保護者に対する指導、支援がその件数も大幅に増加し、内容も多様化する中で、全国の児童相談所が最低限実施すべき事項や措置解除の在り方の基本的ルールを定められたことは、対応等の格差をなくし、また、業務負担の軽減にもつながると期待できる。
- 各児相における当ガイドラインの周知の度合いを感じる。昨年の8月の時点で、ガイドラインを知らない児相があった。・現在のままの独立をした通知文がよいのか、将来的に「運営方針」や「手引き」への編入を考慮すべきと感じる。
- ガイドラインにおいては、保護者が児童福祉司指導に従わない場合は、職権保護、28条申立、知事勧告、さらに親権喪失宣告の請求という法的対応が記載されているが、児童相談所のかかわりを拒絶している保護者や、養育を放棄している保護者については、法的対応が効果がないことが多い（保護者の行動を変容させるに至らない）のが実情である。
- 第41（3）は法体系上の整理としてはそのとおりであるが、児童福祉司指導を実効あるものとするためには、都道府県知事の勧告に加え法的な罰則を盛り込むなどの方法が必要ではないか。・一時保護要否チェックリストから家庭復帰まででつながる一連のチェックリストができないものか（一時保護段階で必要とされた状況が施設措置段階でも改善されていないための入所であることから）。
- 指針として必要かつ有用である。・事例があったが、ガイドラインに沿って判断できたので、非常に参考になる。
- ガイドライン第4-2-（1）－⑤について28条に該当しないと予想されるケースで、同意入所の場合、ある程度保護者と児相の関係はとれている。そこで児童福祉司指導、そして知事勧告と進めた場合、強制引取り、又は引取り拒否、処遇内容についての訴訟、その後の支援関係の断絶、施設内不適応、児童の精神疾患の発症、保護者の自殺行為などが予想されると、このような強い指導に入れないケースの方が多い。その点の保護者、児童、施設への細かな援助指針がほしい。

改善する必要がある

- 当所は事例が少なく、具体的な改善点は、特にありません。家庭復帰後の死亡事例のマスコミ報道に接するにつけ、現況に合う改善は必要と考えます。
- ○児童相談所において、すべてのケース（少なくとも児童虐待ケース）について、援助指針を策定しているかのように即述されているが、当方の児童相談所では施設入所ケースすべてに記入するのさえ、徹底に困難を伴っている状況である。全国的にも似たような状況があると思われるが、まずそのあたりの実態を踏まえるべきでないか。（調査、公表すべきである。）そして、国が主導してその記入の徹底のために児相と市町村の業務分担をさらに整理する等する（その際市町村への財政的な手立てが必要）ことで、援助指針記入の徹底を図るべきではないか。○「経過が良好に推移すれば、児童福祉施設において子どもと保護者の面会等が行われることとなり、保護者と施設長、施設の担当者、ファミリーソーシャルワーカー等が主として対応することとなる」とあるが、通常時の保護者対応について実際どの程度施設にやってもらうべきなのか。当方ではまだまだ施設におけるファミリーソーシャルワークが未熟な点があり、全国の先進例（というより標準モデルのようなもの）を掲示して、それを促進していくことが必要である。
- ガイドラインに沿った対応を的確に実施していくためには、現在の児相の体制（児童福祉司の配置基準等）では不十分である。
- ①２８条措置、児童福祉司指導措置以外の具体的な方法も示していただければありがたい。②２８条措置や児童福祉司指導措置で変化しない親への対応方法についても示していただければありがたい。③具体的な援助指針の作り方について示してほしい。

無回答

- 具体的な支援の手だて→親カウンセリング、子育てスキルアップのプログラム、ペアレントトレーニングなど、がないのが現状であり、生活にいっぱいいっぱいの保護者を指導に乗せていく困難さを感じる。
- 事例を反映した内容への改訂を希望します。

表4. チェックリストの活用状況

	度数	%
すべてのケースで活用している	11	9.3
概ねすべてのケースで活用している	30	25.4
ほとんど活用していない	46	39.0
まったく活用していない	31	26.3
合計	118	100.0
欠損値	9	

表5. チェックリストを活用していない理由

	度数	%
該当事例がなかった	24	33.3
その他	48	66.7
合計	72	100.0
欠損値	5	

表6. チェックリストを活用していない理由「その他」の内容

その他

- 通常の施設入所ケースの家庭復帰も含めて、「受理判定援助方針会議で十分検討しているため、これまでチェックリストを活用するという手続きは行なっていなかった。
- 検討項目としての利用はしていたが、リストとして児童記録票への添付をしていなかった。
- 横浜市独自で、アセスメントシートを作成しており、それを使用しているため。
- 虐待を主訴とする家庭引き取りについて、ケースにかかわるスタッフとスーパーバイザーとの協議でリスクの比較的高いと考えられるケースに使用し、援助方針会議にかけているため。
- 積極的な活用はないものの、事例によっては活用している。特に、家庭復帰に不安点が多く感じられる事例に活用している。
- 千葉県では「家庭関係支援のためのアセスメント」を活用している。
- ケース会議や援助方針会議等でチェックリストにある項目については充分検討されているため。
- 埼玉県独自の様式を使用している。
- 家庭復帰は、援助方針会議で十分検討し、決定しているので、チェックリストは特段使用していない。
- 指導が行きわたっていない。

- チェックリストを使用することはほとんどないが、家庭復帰の適否を判断する際には、リストに掲げられているチェック項目にほぼ則して判断している。
- 横浜市のアセスメントシートを利用している為。
- 問3のとおり。
- 埼玉県独自に作成した家族支援評価シートを使用している。
- 活用しなくても、他の手法で判断できた。（SOSAなど）
- 児童自立支援計画に基づき、施設等と協力して、対応してきており、その結果としての家庭復帰があるので、リストに記入することはしていない。
- 所内で周知徹底されていなかった。
- 本県では平成17年1月に作成したチェックリストを活用しているため。
- チェックリストの項目全てではなく、その中のいくつかの項目（材料）で適否を判断しているため（援助方針会議に、このチェックリストは使用していない）。
- 家庭復帰の適否は、援助方針会議で決定するため、チェックリストはほとんど使用していない。
- 埼玉県が作った「家族支援評価シート」があるため。
- 本市においては、既に独自のチェックリスト（「措置解除の適否判断チェック票」）を活用していたため。21年より採用していくことを検討中。
- 本市では、独自でアセスメントシートを使用しています。なお、補助的に活用させてもらっているところがあります。
- 県独自の家族支援のためのガイドブックにて行うから。
- ・職員に周知されていなかった。・活用する時間的余裕がなかった。
- 一部のみ活用した（周知徹底不足）。
- 親子の関係性についてのチェック欄がないこと。初期→中期→後期の変化が記入できない。
- 被虐待の3号措置ケースについてはすでにH17年から独自のアセスメントを実施しているから。
- 保護者、児童、養育環境等それぞれに項目があり、分析し評価できるが、家庭復帰の適否、面会、外泊、家庭引き取り等の各段階で、どの項目がどのようになればという基準がないので実際的でない。各県作成のチェックリストは基準がついて目安とできるので使い易く実際的である。
- 「家庭復帰の適否の判断」には独自に項目を設定、活用している。
- チェックリストを活用したケースワークを行なっていなかった。今後は活用したい。
- 家庭復帰にあたって、チェックリストの活用は、ほとんどしていないものの、判断する場合に概ねリストの項目の内容に従って行っている。しかし、今後より標準化するためにもリストの活用は必要と考えられる。
- 全てではなく、必要に応じ、ケースバイケースで活用しています。
- 当所においては、家庭引き取りを検討する場合、チャックリストとほぼ同じ内容の項目について調査を行っており、必要性がなかった。
- 日々の業務追われ、ガイドラインを理解するに至っていない。存在自体を忘れてしまっている。
- 県で「家族支援のためのチェックリスト」という同様のものを作成しているため、当市もその研究会に参加しているため、それを使用している。
- 千葉県独自の家族関係支援のアセスメントシートを活用しているため。
- ほぼ同じ内容のチェックリストを以前から使用しているため。
- 埼玉県としては特に使用することにならなかったため。
- 家庭復帰判断が難しいと考えられる事例に適用。
- 神奈川独自のものを作成使用しているため。
- 大阪府独自の家庭復帰のためのチェックリストを使用しているため。
- 事例が少なく、今までのケースワークに倣いながら、慎重に対応することが多い。
- 自治体で作成したアセスメントシートを使用しているため。
- 活用に要する時間がなかなかとれない。組織的な活用の徹底を十分行なえないでいる。
- 家庭復帰を検討する必要がある（疑問がある等）ケースに使用しているが、チェックした結果が適否と結びつかない（例えば点数比されていない）ので、ケース適応性が弱い。
- チェックの視点は参考になるが、個々のチェック項目から全体評価を判定することが難しい。
- 横浜市として、すでにチェックリストを作成し、活用している。内容は、厚労省のものも含んでいる。現在は、市のものについて課題等を検討中。今後、整理していく。厚労省のものの方が簡便で使用しやすい。
- 県ですでに作成しているものを使用しているため。ただし、本チェックリストの項目、内容との比較、検討を行ない、本県チェックリストになかった項目を追加した。

無回答

- 項目にあがっているようなことは、検討しているが、チェックリストとして使っていない。
- 未だチェックリストは活用されていない。チェック項目は入所中の判定会議、施設との連絡会議、退所前の援助方針会議で検討されている。しかし、虐待対応件数の増加と共に集団不適応ケースも増えているため、家庭復帰の是非より、施設処遇維持の危機への対応に追われている。活用は有効と考えているので、今後導入して行きたい。
- 府が従前から作成使用してきたチェックシートを活用している（内容は類似したものである）。
- 援助方針会議にて、チェックリストの活用の方針がでたものについて活用。
- 他のチェックリストの活用を試みていたため。

表7. チェックリストの有用性

	度数	%
極めて有用である	17	15.5
まあまあ有用である	66	60.0
どちらとも言えない	26	23.6
やや有用でない	1	.9
合計	110	100.0
欠損値	17	

表8. チェックリストの有用性について評価の理由

極めて有用である

- ただ単なる調査で家庭復帰はさせられない。受け入れ基盤の整備が確認できた段階で家庭復帰、このためチェックリストは1つの大きな基準と考える。
- 家庭復帰の判断は難しく、リスクも多いため、このような指標があると有効である。

- 家庭復帰を考える際の指標としては、とても有効であると考えている。今後、ぜひ参考とし、利用していきたい。
- 経験が浅い担当者等は判断基準が乏しいため、大いに参考になる。
- チェックリストの有用性の研究も行っており、ポイントが高い方が家庭復帰後の状態が良好であることを確認している。
- アセスメントについては、このようなチェックリストを使用することに主観的な判断を防げる。
- 保護者への援助は児童の家庭復帰・家族再統合のために必要なことであり、その進行状況の把握や基本的な評価を組織的に行うために効果的な方法であると考えられます。
- 子ども、保護者、家庭環境、地域の支援体制の評価は、今までにない画期的であり大いに活用できるものである。
- チェックリストを利用することにより、言@化できることと施設・児相・市町村等と共通理解化することに有効である。
- 具体的な判断基準として有用である。
- ・家庭復帰における児童の安全のアセスメントができる。・家庭復帰の課題が明確になり、指導にもれがなくなる。・施設職員と確認することで共通認識をもって指導にあたれる。・地域のネットワークへ確実に引継ぐことができ、復帰後の見守りが確実に対応できる。
- 判断が客観的にできると思われる。
- 必要事項のチェックもれを防ぐことができる。
- 家庭復帰については、明確なガイドラインが今までなかったため、社会診断等を勘案し、援助方針を決定していたため、判断の客観的基準がなく苦慮している。
- アセスメントの明確化、共有に便利なツールとして統一されたものとして用いることができるから。
- 家庭復帰にあたって目標としていた課題解決の到達度合いと家庭復帰後も引き続き行なう支援を整理し明確に出来る。

<u>まあまあ有用である</u>

- 援助の方針決定にあたり、客観的にケース状況が確認できて有用と思われた。
- 関係機関での協議において、客観的評価を行うことによって、復帰後の課題も見えてくるため。（共通認識が図れる）。
- 判断材料を多く提示してくれている。結果も単純な評価点数に頼らず、一つの材料として位置づけられている。
- 一定の判断基準となると思われる。
- チェックリストを支援の実施に当たって作成した援助指針の両面で判断することでより正確に家庭復帰の適否を判断することができると考える。
- 家庭復帰を検討する際に、チェックリストを活用することで、客観的にケースを考察することが出来、状況等を整理できるツールとして有用と思われる。
- 担当者によって評価に差が生じてしまうものの、客観的に確認できるものとして有用に思える。
- 担当するケースワーカーの感覚ではなく、客観的に家庭の状況、親子の関係を確認できると共に、その情報を第３者とも共有するためのツールとして有効であると思います。今後、どの程度の評価までの家庭ならば、安全に在宅生活が維持できるか、どんなリスクが組み合わされると家庭復帰困難か等、データをもとに検証されていくとよいと思います。また、このチェックリストは、特記事項重視の構成となっているため、チェックする人の能力に影響を受けることと、具体的な課題へのアプローチの検討に活用するのには難しいように感じました。
- 客観的にケース評価ができる指標になるが、チェックする担当に力量により、同じケースでもチェック内容が微妙に変化することがある。担当ごとにチェックをすることで、会議におけるたたき台としては有効と考える。
- 客観的な判断基準を得ることができる。
- 確認すべき事が明確になる。
- よくまとめられているが、施設から家庭引き取りとなる場合、従来から、チェックしている項目がほとんどである。経験の浅い児童福祉司には大変分かりやすく、有役なチェックリストだと思います。
- 問３のとおり。
- 国としてチェック項目を明示した意義は大きいと思われる。A41枚で短時間でつけられる反面細部でつけ加える項目がないか等を使う中で見直していく必要がある。
- 客観的に判断できそうだから。
- 埼玉県の「家族支援評価シート」と内容がほとんど同じで、家庭引取り時等に必要なアセスメント項目が網羅されているため。
- ・統一的な指票としては評価できる。・子どもの発達面、問題行動等についての項目がないのがマイナス評価です。
- ・調査、援助の際の把握する項目の不足部分が明確になる。・評価の根拠、資料として客観性がある。・児相以外の他機関の職員と会議等により、家庭再統合や復帰についての認識、共有化ができやすい。
- 比較的平易に記入できる。複雑な家庭復帰へのプロセスを要さない。比較的軽度なケースには活用できると思われます。
- 援助の見直しの時期ごとにチェックすることで、親子の変化がみてとれる。
- 項目毎に分析でき、ケースを多面的に評価できるが、面会、外泊、家庭引き取り等の基準がないため。
- 簡便性
- 施設入所の節目で活用すれば、その時点での課題が明らかになり、援助のあり方を再考できる。
- 実際に活用する中で、一つの判断基準として有用と考えている為。
- 経験の浅い職員にとっては有用と思われる。
- 客観的に判断することができ、職員間での認識の共有もできる。
- アセスメントに必要な項目が網羅されている。
- 家庭復帰をすすめていく要因やその状況が客観化されるため、判断する際の参考となる。ただし、項目の評価に担当者個人の恣意的判断が入り込む可能性がある。
- 復帰にあたって、基本的に押さえる項目として有効である。しかしケースによって同じ「はい」「いいえ」に○をしても微妙に違い、その判断が再発や好ましくない状況につながるのではないか。
- 設問５に同じ（チェックの視点には得点が、チェックしての判断が客観的に評価するものとなっていない）。
- 家庭復帰の適否を判断する上で、確認しておかなければならない事項を職員が常に意識するという意味で有用である。ただ、判断が職員の経験等によって左右される恐れがある。
- 従前から、解除に当たってはチェックリスト所定の概ね同様の事項を勘案していたが、リスト化には至っていなかったため。

- 客観的判断が可能となるため。
- チェックすべき必要な項目が網羅されており、補助的に利用している。
- ケースマネジメントにおける段階（進捗状況）の把握、今後進めていく上での着眼点を整理することが出来るので有用であると考えます。
- ①着眼点（チェックすべき点）の見落としを防ぎ、恣意的、曖昧な判断に陥ることを防止できる。②再統合、家庭復帰のプログラムを作成するときの指標になる。③共通の判断基準（視点）でケースを見ることができる。
- チェックすべき項目をもれなくチェックできる利点はあるが、総合評価する上での基準は現場サイドの判断にならざるを得ない。
- 業務多忙のため、退所時にチェックリストの活用ができない場合がある。
- 調査、未検討部分の確認。
- チェックリストは、家庭復帰検討の補助手段としているため。
- チェック項目によっては、判断時にチェックが難しい場合がある。面会や外泊の少ない保護者の状況や家庭環境はなかなか調査できない。
- 復帰に向けて、検討する際の資料として有効であるが、ケースがまだ数例で判断するにはもう少し時間がかかりそうである。
- 退所判断について意見が分かれる時に、客観的評価として、有用である。
- チェックリストを活用することにより判断の統一性が図ることが出来る。
- 家庭復帰を進める場合の指導効果等、一定の評価が可能である。
- チェック項目があるためケース全体の状況の見直し、把握の機械になる。
- 客観的な評価が、施設（里親）あるいは保護者と共有して行なわれ、課題があきらかにされている。
- チェックリストを使用することで、適否の検討もれ等がなくなり、在宅での指導点もわかりやすくなる。
- 地域（市、福祉、学校等）、施設、児相等の複数機関でチェックすると、家庭復帰を受ける地域機関の判断が厳しくなる（家庭復帰不可）傾向にある。
- 客観的判断を行うためには大変有用である。
- まだ数をこなしておらず、極めて有用との判断はできず。
- ケースを具体的、客観的に評価出来る。
- ・具体的な項目がチェックできて有用だった。・客観的思考がしやすかった。・使いやすいと思うが、どのような評価をしてよいか判断に迷うときがあった。
- 本県では、このチェックリストを基に作成した独自の様式を使用している。現況をある程度客観的に把握し、スタッフ間で共有する材料としての意味はあるが、それ以上でもそれ以下でもない。使い方を所として合意しておくことが重要である。
- ケースを客観的に捉えやすいため、援助指針会議の参考資料として用いている。
- ＦＳＷとの認識の共有に役立つ。ケースの見立てを整理するのに役立つ。

どちらともいえない

- 今後使用の上、検討したい。
- 使用してないため、判断できない。
- 結果が予想できる。
- 実際の事例に活用してみなければ有用性を判断し難い。
- 活用事例が無いため。
- 該当事例がなかったことによる。
- まだほとんど使用していないため。
- 「現時点」でのチェック（判断）の内容が多いが、将来予測や将来をクリエイトする視点が弱いので、「現時点」での参考にとどまるため。
- 児童虐待判断基準表、レーダー図式判断シート、そして、チェックシートと、判断基準が示されることは大切と思うが、援助方針を決める際の判断材料のひとつとの認識が、継続できるか。どうしても、作成者の主観が入る。
- 活用してないので判断できない。
- 保護者、児童それぞれのチェック項目は、現状で良いと考えますが、親子関係を評価するチェック項目を追加されると良いと思いました。
- チェックリストの「はい」～「いいえ」に丸をつけることと適否の判断に結びつくとは思われない。
- 今後、活用した上で評価が必要。
- 参考にはしているが、実際に使うことが少ない。
- 自治体で作成したシートを使用しており、検証できない。
- チェックリスト自体を有用でないと判断するわけではないが、活用に要する時間との関係で言えば、現在のところ、有用なのが歴然ですぐにでも活用したいということになりにくい。
- チェックの視点は参考になるが、個々のチェック項目から全体評価を判定することが難しい。※チェック項目を数値化できると良い。
- 表面的に表されてこないリスク。保護者に対する期待度。ケースの今後の展開には対する予見などが評価しにくい。
- ・チェックリストを記入する者の主観に左右されがち。・項目によって評価の軽重があるが、それが反映されない。・評価の基準が（「Ａ・Ｂ・Ｃの別」）がわからない。
- 活用を始めてまだ時間が浅いので、まだ効果を見極められない。各項目について意識的に検討できる点では有用と思われる。しかし、引き取りの適否を判断する明確な基準がないので活用しづらい。柔軟な判断が必要ということは理解できるが、ある程度の目安は欲しい。
- 各関係機関の目安としてのチェックリストとしては活用できるのではないか（共通理解をするためのものになる）。
- ツールとしての限界があると思います（但し項目の内容を確認する作業は必要ないと思います）。
- チェック項目に対する評価基準が客観的に示されていないため、恣意的に評価を記入しかねない。
- 導入していないのでわかりません。

無記入

- 子ども、家族、地域で何がまだできていないのか、具体的に分かり、支援する方針が立てやすい。

表 9. チェックリストの項目について

	度数	%
現状でよい	74	65.5
何らかの修正が必要	15	13.3
その他	24	21.2
合計	113	100.0
欠損値	14	

表 10. チェックリストについて改善すべき項目

項目	取扱	改善すべき内容	改善すべき理由
5	修正	知的能力、身体発育。	受傷のダメージ
6	修正	対人関係、集団適応、情緒面。	複数の事を同時に問われると答えにくい。
7	追加	ＰＴＳＤ症状（食障害、睡眠障害、解離泥行等）	ケアの必要性を知る。
7	修正	評価が困難。	面会や外泊での状況だけでは評価が困難。
8	追加	複数の保護者（養育者）のチェックを可能とする。	保護者（養育者）個々に異なることが多いため。
8	無記入	父母等、養育者、それぞれについての評価が必要か。	片親であればＯＫ。
9	追加	複数の保護者（養育者）のチェックを可能とする。	保護者（養育者）個々に異なることが多いため。
9	修正	虐待の事実を認める。問題解決に取り組む。	２つのチェックに分けるべき。
9	修正	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる。	複数の事を同時に問われると答えにくい。
10	追加	複数の保護者（養育者）のチェックを可能とする。	保護者（養育者）個々に異なることが多いため。
10	修正	評価が困難。	面会や外泊での状況だけでは評価が困難。
10	修正	子の発達状況・特性を的確に理解し、対応できるのか。	知的障害、傷害後遺症、発達障害等の理解、対応を知らない、無知による再発がありえる。
11	追加	親の被虐待経験があるか。	親の養育指導や予後に影響があると思われるため。
11	追加	複数の保護者（養育者）のチェックを可能とする。	保護者（養育者）個々に異なることが多いため。
11	修正	評価が困難。	面会や外泊での状況だけでは評価が困難。
12	追加	複数の保護者（養育者）のチェックを可能とする。	保護者（養育者）個々に異なることが多いため。
12	追加	嗜癖、嗜好、アディクション。	
12	追加	身体健康。	
12	修正	精神的に安定…。医療機関とのかかわり。	複数の事を同時に問われると答えにくい。
12	修正	評価が困難。	面会や外泊での状況だけでは評価が困難。
13	追加	養育者間の関係評価、ＤＶ、支配、協調、相互補完、依存、ｅｔｃ…。	
13	追加	複数の保護者（養育者）のチェックを可能とする。	保護者（養育者）個々に異なることが多いため。
13	修正	評価が困難。	面会や外泊での状況だけでは評価が困難。
14	追加	複数の保護者（養育者）のチェックを可能とする。	保護者（養育者）個々に異なることが多いため。
14	修正	「～られる」ではなく「～られることが期待できる」ときは△印を記入するなど。	保護者の転居に基づき、移管するケースがかなりあり、あくまで環境変更後のことは断定できないことがある。
15	修正	「～られる」ではなく「～られることが期待できる」ときは△印を記入するなど。	保護者の転居に基づき、移管するケースがかなりあり、あくまで環境変更後のことは断定できないことがある。
16	修正	「～られる」ではなく「～られることが期待できる」ときは△印を記入するなど。	保護者の転居に基づき、移管するケースがかなりあり、あくまで環境変更後のことは断定できないことがある。
17	追加	支援機能を具体的にリスト化（ヘルパー派遣、済・予定など）。	地域資源を記入して意識的に活用を図る。
17	修正	３つの項目に分けてチェックする。経済、住環境、家事能力。	項目を分けてチェックする方が課題が明確になる。
17	修正	「～られる」ではなく「～られることが期待できる」ときは△印を記入するなど。	保護者の転居に基づき、移管するケースがかなりあり、あくまで環境変更後のことは断定できないことがある。
18	修正	「～られる」ではなく「～られることが期待できる」ときは△印を記入するなど。	保護者の転居に基づき、移管するケースがかなりあり、あくまで環境変更後のことは断定できないことがある。
19	追加	支援機関を具体的にリスト化（保育所・幼稚園・病院・支援センター）。	地域資源を記入して意識的に活用を図る。

19	追加	関係機関の引き取りに対する意見欄を設ける。	関係機関の意見をふまえて、検討の参考にする。
19	修正	「～られる」ではなく「～られることが期待できる」ときは△印を記入するなど。	保護者の転居に基づき、移管するケースがかなりあり、あくまで環境変更後のことは断定できないことがある。
20	修正	「～られる」ではなく「～られることが期待できる」ときは△印を記入するなど。	保護者の転居に基づき、移管するケースがかなりあり、あくまで環境変更後のことは断定できないことがある。
	追加・修正	子どものところで（４、５番として）保護者に対する思い、愛着を２つにわける。	
	追加	夫婦関係のみたてが必要。	二者関係から、三者関係になる前の、夫婦の関係性の評価が重要。
	追加	子どもの発達面、問題行動の改善等を検討する項目が必要では。	虐待事由の引金となる要因でもあり、その項目も必要と考えます。
	追加	親子の関係性について。	父子、母子、同胞の関係性のチェックが要。
	追加	３．入所理由の改善、入所時の主訴や問題が改善されてる。	虐待や問題だったことが改善しているか明確にするため。
	追加	夫婦の関係性について。	夫婦の関係性の良し悪しが養育への影響となる。
	追加	虐待の重症度（種類、継続期間、頻度等ふくむ）。	再発について考える場合、必要と思われる。
	追加	地域の受け皿。保育所、幼稚園の入所や転校手続。	
	追加	情報共有。情報共有ケースカンファ実施する。	地域のネットワークへつなぐことが見守り継続になる。
	追加	措置審査部会。意見を聴取した。	
	追加	児童名、記入者名、記入年月日を入れている。	
	修正	総合評価の選択肢の表現。	「家庭復帰は進めるが課題はある」というケースが多い。課題を全てクリアできないと復帰を進めるべきではない。というふうに扱われることを懸念する（ガイドラインで局面@に使用することを推奨し、総合的に判断せよと示してはあるが…）。
	修正	ＮＯ．１９．２０の設問がつけにくかった。	同じようにつけてしまう。家庭の側の支援の受け入れ状況を評価してはどうか？
	無記入	・保護者への愛着（愛着関係は結ばれており、試し行動等に対する心配はない）という項目と。・保護者に対する恐怖心（保護者に対する恐怖心がなく、自然な接触ができる）。	特に試し行動、退行に耐えられずに、虐待が再発、深刻化することが散見される。
	無記入	保護者のところで（１０番として）・愛着関係への理解（愛着関係が深まる過程の子どもの行動を理解し耐えられる）を入れる。	

表 11. チェックリストの関しての意見「その他」

- ①チェックリストは入所(委託)後から局面ごとに使用すること(第4－2－(3))から、当該局面毎に、課題事項や援助計画(予定)欄もあるとよいのでは？②退所局面での市町村、他の社会資源等による援助・役割分担等については、具体的なチェック・評価可能なリスト構成とすることが望まれるのでは？
- 神奈川県で独自に作成したものの号を送付します。
- 家庭復帰プログラムの実施項目があるとよい。
- 国から示されているチェックリストに必要と思われる項目を追加修正して、堺市独自のリストを作成した。家庭復帰の児童すべてに使用し、その後、市の虐待のネットワークへ報告している。ピンクの用紙を使用してファイルの中でも目立つように工夫している。
- ・アセスメント上、特に重要となる項目、最低限クリアすべき項目を示してはどうか。・はい／ややはい／ややいいえ／いいえという言葉ではなく、数字化してもよいのでは。・対象を夫婦とした場合と、個人とした場合で、記入上の判断に迷う時がある。・曖昧な表現の規準を示してもらいたい。
- ・細かい点を言えば、チェックリストについて①第〇回目かの記載要。②「B家庭復帰に課題あり」という基準があいまい。むしろこの近辺のケースがほとんどだろう。議論の経過を踏まえ、結果「家庭復帰を勧めるのか、再検討なのか」の記載が必要か。
- 評価ABCについて。児童相談所の担当している家庭の多くは課題を抱えており、評価Aのケースは少ない。評価Bのうち、課題解決の取り組みを継続しながら、家庭復帰を目指す場合が多く、もう少し細かい復帰の目処(短期又は長期など)も評価の際に確認できると良いと思います。
- 家庭復帰を支える地域の状況をもう少し具体的に詳しく把握し、どのように連携していき、中心的な役割をどこが持つのか確認をしていく必要がある。
- 評価基準が、はっきりしない点がある。
- 問3のとおり。
- 3年程度を目安として各県の取りくみなども取り入れて改訂していくことがのぞまれる。
- チェックリストは、兄弟姉妹がいるのであれば、個々の状況に若干の差が考えられるので、人数分必要なのではないか。
- 乳幼児は独自のチェックリストが必要と思われる。親子の関係性を多面的に評価する項目が必要。
- 評価をどの時点で行ない、どの段階にあるか、改善点の評価の点数化があれば指標として更に活用しやすいと考える。
- 通常、評価については家族再統合を行うかどうか、その後の面会、外泊、家庭引き取りの各段階で行っており、各県で作成や利用しているチェックリストもそうなっていると思われる。横浜方式等は全ての虐待にあてはまらないとしても、現場では使い易いと思う。
- 評価の後に今後どのように支援するか記入できると良い。
- 入所前との変化が比較できると家族の改善に向けての可能性がみえやすいのではないかと思う。
- いくつがよければ〇か、何点であればOKとするのかは判断としてあいまいになる。
- 点数化することが危険だということはよく理解できる。けれど、せっかくチェックを行うので、図式化等もっと視覚的にわかるように工夫をしてほしい。
- 評価基準「やや〇〇」が判断しづらい。
- ・項目の統合も考えてほしい。・評価尺度(はい～いいえ)を具体的に示してほしい。
- 当県独自の様式を使用しており、見直しについても本県で検討、対応している。
- 子供が家庭復帰を強く望む場合など、状況によって各項目の重要度が変化するのではないか。
- ・ほとんど使用していないので分からない。
- 問7の回答に同じ。
- ほとんど活用していないため。
- チェックする項目は、おおむね網羅されていると思いますが、加えて「親子関係の評価」を追加されるとよいと思います。
- A41枚でチェックできる利点はあると思われ、自治体で独自に作成する場合は、本シートの内容を盛込むべきである。
- ・チェック項目をきめ細くし、数値化できるものになるとより参考になる。・年齢区分のものがあるとより参考になる。
- ・チェック項目のいずれを選択しても、評価としては「B」を選ぶ傾向が見られる。・マイナス面が強調され、プラス面としての可能性、期待が反映されにくい。
- 千葉県では「家族関係支援のためのアセスメント」を利用している。
- 先ず、このシートを各機関(児相はもとより)で共通の見立てシートとして活用できるよう、児相が周知を徹底する必要があります。ちなみに都では(都版のチェックシートではありますが)全乳児院部会等に3回、全児童養護施設部会に3回、全区市町村に3回、その他地域11児相それぞれの所管で使用のための説明をしてきた1年でした。

表 12. 事例 1

項目			はい		ややはい		ややいいえ		いいえ		不明		合計	欠損値
			度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%		
1	経過	交流状況	94	75.8	27	21.8	1	.8	0	.0	2	1.6	124	3
2		施設等の判断	15	12.1	37	29.8	19	15.3	4	3.2	49	39.5	124	3
3	子ども	家庭復帰の希望	110	90.9	9	7.4	0	.0	0	.0	2	1.7	121	6
4		保護者への思い、愛着	82	66.1	26	21.0	2	1.6	0	.0	14	11.3	124	3
5		健康・発育の状況	39	31.5	64	51.6	19	15.3	1	.8	1	.8	124	3
6-1		対人関係、情緒の安定（乳児非該当）	53	43.8	55	45.5	11	9.1	1	.8	1	.8	121	6
6-2		対人関係、情緒の安定（乳児該当）	10	41.7	10	41.7	2	8.3	0	.0	2	8.3	24	103
7		リスク回避能力	2	1.7	17	14.2	29	24.2	25	20.8	47	39.2	120	7
8	保護者	引取りの希望	108	87.8	14	11.4	1	.8	0	.0	0	.0	123	4
9		虐待の事実を認めていること	29	23.6	67	54.5	9	7.3	2	1.6	16	13.0	123	4
10		子どもの立場に立った見方	1	.8	50	40.3	27	21.8	0	.0	46	37.1	124	3
11		衝動のコントロール	7	5.6	40	32.3	17	13.7	0	.0	60	48.4	124	3
12		精神的安定	11	8.9	72	58.1	16	12.9	3	2.4	22	17.7	124	3
13		養育の知識・技術	0	.0	25	20.2	60	48.4	11	8.9	28	22.6	124	3
14		関係機関への援助関係構築の意思	38	30.6	77	62.1	5	4.0	0	.0	4	3.2	124	3
15	家庭環境	地域、近隣における孤立、トラブル	3	2.4	10	8.1	16	12.9	21	16.9	74	59.7	124	3
16		親族との関係	1	.8	5	4.0	10	8.1	89	71.8	19	15.3	124	3
17		生活基盤の安定	1	.8	30	24.2	67	54.0	24	19.4	2	1.6	124	3
18		子どもの心理的居場所	22	17.9	64	52.0	10	8.1	0	.0	27	22.0	123	4
19	地域	地域の受入れ体制	20	16.1	63	50.8	27	21.8	5	4.0	9	7.3	124	3
20		地域の支援機能	35	28.2	46	37.1	21	16.9	6	4.8	16	12.9	124	3

表 13. 事例 1　判断

	度数	%
家庭復帰を進める	46	38.0
家庭復帰に課題あり	73	60.3
家庭復帰は不可	2	1.7
合計	121	100.0
欠損値	6	

表 14. 事例 1 回答の有無

項目			不明以外		不明、および欠損値	
			度数	%	度数	%
1	経過	交流状況	122	96.1	5	3.9
2		施設等の判断	75	59.1	52	40.9
3	子ども	家庭復帰の希望	119	93.7	8	6.3
4		保護者への思い、愛着	110	86.6	17	13.4
5		健康・発育の状況	123	96.9	4	3.1
6-1		対人関係、情緒の安定(乳児非該当)	120	94.5	7	5.5
6-2		対人関係、情緒の安定(乳児該当)	22	17.3	105	82.7
7		リスク回避能力	73	57.5	54	42.5
8	保護者	引取りの希望	123	96.9	4	3.1
9		虐待の事実を認めていること	107	84.3	20	15.7
10		子どもの立場に立った見方	78	61.4	49	38.6
11		衝動のコントロール	64	50.4	63	49.6
12		精神的安定	102	80.3	25	19.7
13		養育の知識・技術	96	75.6	31	24.4
14		関係機関への援助関係構築の意思	120	94.5	7	5.5
15	家庭環境	地域、近隣における孤立、トラブル	50	39.4	77	60.6
16		親族との関係	105	82.7	22	17.3
17		生活基盤の安定	122	96.1	5	3.9
18		子どもの心理的居場所	96	75.6	31	24.4
19	地域	地域の受入れ体制	115	90.6	12	9.4
20		地域の支援機能	108	85	19	15

表 15. 事例 1　平均値、最頻値、分散、最小値、最大値(「不明」は欠損値に含む)

項目			度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値
			有効	欠損					
1	経過	交流状況	120	8	1.83	2	.325	1	3
2		施設等の判断	83	45	3.02	3	.365	2	4
3	子ども	家庭復帰の希望	121	7	1.17	1	.145	1	2
4		保護者への思い、愛着	105	23	1.97	2	.643	1	4
5		健康・発育の状況	109	19	2.73	3	.790	1	4
6-1		対人関係、情緒の安定(乳児非該当)	123	5	3.63	4	.480	1	4
6-2		対人関係、情緒の安定(乳児該当)	17	111	3	3	.971	1	4
7		リスク回避能力	101	27	2.14	2	.601	1	4
8	保護者	引取りの希望	123	5	1.11	1	.095	1	2
9		虐待の事実を認めていること	104	24	2.20	2	.784	1	4
10		子どもの立場に立った見方	90	38	2.92	3	.522	2	4
11		衝動のコントロール	83	45	2.92	3	.590	1	4
12		精神的安定	121	7	2.16	2	.383	1	4
13		養育の知識・技術	70	58	2.84	3	.453	1	4
14		関係機関への援助関係構築の意思	111	17	2.06	2	.441	1	4
15	家庭環境	地域、近隣における孤立、トラブル	39	89	3.05	3	.682	1	4
16		親族との関係	120	8	1.92	2	.329	1	4
17		生活基盤の安定	119	9	1.91	2	.576	1	4
18		子どもの心理的居場所	93	35	2.39	2	.479	1	4
19	地域	地域の受入れ体制	103	25	1.98	2	.588	1	4
20		地域の支援機能	101	27	1.94	2	.596	1	4

表 16. 事例 1　親子再統合援助に関する分岐効果

項目			尤度比カイ二乗検定量	対数価値	家庭復帰に対する分岐効果の順位
1	経過	交流状況	1.62	0.41	15
2		施設等の判断	9.75	1.93	1
3	子ども	家庭復帰の希望	1.10	0.53	14
4		保護者への思い、愛着	0.02	0.01	21
5		健康・発育の状況	0.72	0.08	19
6-1		対人関係、情緒の安定（乳児非該当）	0.88	0.11	18
6-2		対人関係、情緒の安定（乳児該当）	1.48	0.38	16
7		リスク回避能力	9.17	1.80	2
8	保護者	引取りの希望	0.14	0.04	20
9		虐待の事実を認めていること	7.17	1.37	5
10		子どもの立場に立った見方	3.06	0.75	11
11		衝動のコントロール	1.13	0.29	17
12		精神的安定	4.30	0.76	9
13		養育の知識・技術	3.08	0.76	10
14		関係機関への援助関係構築の意思	5.14	1.25	6
15	家庭環境	地域、近隣における孤立、トラブル	5.17	0.94	7
16		親族との関係	3.84	0.67	12
17		生活基盤の安定	3.58	0.61	13
18		子どもの心理的居場所	3.09	0.76	8
19	地域	地域の受入れ体制	7.99	1.55	4
20		地域の支援機能	8.18	1.59	3

※「家庭復帰に関する分岐効果の順位」については、家庭復帰についての A と BC の判断について、分岐効果の高いものを「尤度比カイ二乗検定量」で割り出し、さらに統計的な優位性を加味して「対数価値」から割り出した。

表 17. 事例 2

項目			はい		ややはい		ややいいえ		いいえ		不明		合計	欠損値
			度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%		
1	経過	交流状況	31	25.4	78	63.9	11	9.0	0	.0	2	1.6	122	6
2		施設等の判断	0	.0	14	11.4	53	43.1	16	13.0	40	32.5	123	5
3	子ども	家庭復帰の希望	100	82.6	21	17.4	0	.0	0	.0	0	.0	121	7
4		保護者への思い、愛着	30	24.6	53	43.4	17	13.9	5	4.1	17	13.9	122	6
5		健康・発育の状況	14	11.5	19	15.6	58	47.5	18	14.8	13	10.7	122	6
6-1		対人関係、情緒の安定(乳児非該当)	4	3.3	3	2.4	27	22.0	89	72.4	0	.0	123	5
6-2		対人関係、情緒の安定(乳児該当)	2	10.5	5	26.3	6	31.6	4	21.1	2	10.5	19	109
7		リスク回避能力	18	14.8	57	46.7	20	16.4	6	4.9	21	17.2	122	6
8	保護者	引取りの希望	110	89.4	13	10.6	0	.0	0	.0	0	.0	123	5
9		虐待の事実を認めていること	20	16.3	55	44.7	17	13.8	12	9.8	19	15.4	123	5
10		子どもの立場に立った見方	0	.0	27	22.0	43	35.0	20	16.3	33	26.8	123	5
11		衝動のコントロール	1	.8	25	20.3	37	30.1	20	16.3	40	32.5	123	5
12		精神的安定	11	8.9	84	68.3	22	17.9	4	3.3	2	1.6	123	5
13		養育の知識・技術	1	.8	19	15.4	40	32.5	10	8.1	53	43.1	123	5
14		関係機関への援助関係構築の意思	17	13.9	74	60.7	16	13.1	4	3.3	11	9.0	122	6
15	家庭環境	地域、近隣における孤立、トラブル	1	.8	9	7.3	16	13.0	13	10.6	84	68.3	123	5
16		親族との関係	24	19.5	83	67.5	12	9.8	1	.8	3	2.4	123	5
17		生活基盤の安定	35	28.5	65	52.8	14	11.4	5	4.1	4	3.3	123	5
18		子どもの心理的居場所	4	3.3	56	45.5	26	21.1	7	5.7	30	24.4	123	5
19	地域	地域の受入れ体制	26	21.1	58	47.2	14	11.4	5	4.1	20	16.3	123	5
20		地域の支援機能	29	23.8	53	43.4	15	12.3	4	3.3	21	17.2	122	6

表 18. 事例 2 判断

	度数	%
家庭復帰を進める	30	24.6
家庭復帰に課題あり	84	68.9
家庭復帰は不可	8	6.6
合計	122	100.0
欠損値	6	

表 19. 事例 2 回答の有無

項目			不明以外		不明、および欠損値	
			度数	%	度数	%
1	経過	交流状況	120	93.8	8	6.3
2		施設等の判断	83	64.8	45	35.2
3	子ども	家庭復帰の希望	121	94.5	7	5.5
4		保護者への思い、愛着	105	82	23	18
5		健康・発育の状況	109	85.2	19	14.8
6-1		対人関係、情緒の安定(乳児非該当)	123	96.1	5	3.9
6-2		対人関係、情緒の安定(乳児該当)	17	13.3	111	86.7
7		リスク回避能力	101	78.9	27	21.1
8	保護者	引取りの希望	123	96.1	5	3.9
9		虐待の事実を認めていること	104	81.3	24	18.8
10		子どもの立場に立った見方	90	70.3	38	29.7
11		衝動のコントロール	83	64.8	45	35.2
12		精神的安定	121	94.5	7	5.5
13		養育の知識・技術	70	54.7	58	45.3
14		関係機関への援助関係構築の意思	111	86.7	17	13.3
15	家庭環境	地域、近隣における孤立、トラブル	39	30.5	89	69.5
16		親族との関係	120	93.8	8	6.3
17		生活基盤の安定	119	93	9	7
18		子どもの心理的居場所	93	72.7	35	27.3
19	地域	地域の受入れ体制	103	80.5	25	19.5
20		地域の支援機能	101	78.9	27	21.1

表 20. 事例 2　平均値、最頻値、分散、最小値、最大値(「不明」は欠損値に含む)

項目			度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値
			有効	欠損					
1	経過	交流状況	120	8	1.83	2	.325	1	3
2		施設等の判断	83	45	3.02	3	.365	2	4
3	子ども	家庭復帰の希望	121	7	1.17	1	.145	1	2
4		保護者への思い、愛着	105	23	1.97	2	.643	1	4
5		健康・発育の状況	109	19	2.73	3	.790	1	4
6-1		対人関係、情緒の安定(乳児非該当)	123	5	3.63	4	.480	1	4
6-2		対人関係、情緒の安定(乳児該当)	17	111	2.71	3	.971	1	4
7		リスク回避能力	101	27	2.14	2	.601	1	4
8	保護者	引取りの希望	123	5	1.11	1	.095	1	2
9		虐待の事実を認めていること	104	24	2.20	2	.784	1	4
10		子どもの立場に立った見方	90	38	2.92	3	.522	2	4
11		衝動のコントロール	83	45	2.92	3	.590	1	4
12		精神的安定	121	7	2.16	2	.383	1	4
13		養育の知識・技術	70	58	2.84	3	.453	1	4
14		関係機関への援助関係構築の意思	111	17	2.06	2	.441	1	4
15	家庭環境	地域、近隣における孤立、トラブル	39	89	3.05	3	.682	1	4
16		親族との関係	120	8	1.92	2	.329	1	4
17		生活基盤の安定	119	9	1.91	2	.576	1	4
18		子どもの心理的居場所	93	35	2.39	2	.479	1	4
19	地域	地域の受入れ体制	103	25	1.98	2	.588	1	4
20		地域の支援機能	101	27	1.94	2	.596	1	4

表 21. 事例 2 親子再統合援助に関する分岐効果

項目			尤度比カイ二乗検定量	対数価値	家庭復帰に対する分岐効果の順位
1	経過	交流状況	2.24	0.56	11
2		施設等の判断	4.39	1.07	4
3	子ども	家庭復帰の希望	0.38	0.27	16
4		保護者への思い、愛着	2.16	0.34	15
5		健康・発育の状況	1.77	0.26	17
6-1		対人関係、情緒の安定(乳児非該当)	2.96	0.49	12
6-2		対人関係、情緒の安定(乳児該当)	1.06	0.14	20
7		リスク回避能力	4.80	0.86	9
8	保護者	引取りの希望	2.76	1.02	6
9		虐待の事実を認めていること	7.17	1.37	3
10		子どもの立場に立った見方	3.91	0.96	7
11		衝動のコントロール	5.16	0.94	8
12		精神的安定	0.44	0.04	21
13		養育の知識・技術	2.70	0.44	14
14		関係機関への援助関係構築の意思	1.31	0.18	18
15	家庭環境	地域、近隣における孤立、トラブル	1.28	0.17	19
16		親族との関係	2.93	0.48	13
17		生活基盤の安定	8.31	1.61	2
18		子どもの心理的居場所	9.59	1.90	1
19	地域	地域の受入れ体制	4.63	0.83	10
20		地域の支援機能	5.72	1.06	5

※「家庭復帰に関する分岐効果の順位」については、家庭復帰についての A と BC の判断について、分岐効果の高いものを「尤度比カイ二乗検定量」で割り出し、さらに統計的な優位性を加味して「対数価値」から割り出した。

調査票Ⅰ

平成20年度 日本子ども家庭総合研究所 チーム研究（主任研究者：才村純）

保護者援助ガイドラインの信頼性、妥当性に関する実証的研究

自治体名【　　】　児童相談所名【　　】

【　　】

ガイドライン

※「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により示された保護者援助ラインをさします。

問１．ガイドラインの内容についてどう思われますか。　〔１つだけ○〕

1. 現状でよい　→問３へお進み下さい
2. 改善する必要がある　→問２から問３へお進み下さい

問２．どこを改善する必要があると思われますか。改善すべき箇所を以下の目次　項目リストから選択し
番号をご記入下さい。また、改善すべきと考える内容、理由を「２の表」に具体的にご記入下さい。

［箇所］

（番号）　（目次項目）

1 → 第1 目的
2 → 第2 基本事項　1 ガイドラインの位置づけ
3 →　2 基本的な考え方
4 →　3 用語の使い方
5 → 第3 保護者援助に関する援助指針の策定
第4 保護者援助の基本ルール
6 →　1 子どもを在宅で生活させながらの保護者援助(在宅指導)
2 児童福祉施設入所措置を採る保護者援助
7 →　(1)親権者の同意に基づく児童福祉施設入所措置等の保護者援助
8 →　(2)28条措置における保護者援助
9 →　(3)家庭復帰を検討する段階における保護者援助
10 →　(4)家庭復帰後の保護者援助
11 → 第5 その他

「2の表」

箇所	番号に○	改善すべき内容	改善すべき理由
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		

問３．その他ガイドラインについての感想やご意見を自由にご記入下さい。

「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」について

問４．チェックリストの活用状況はいかがですか。〔１つだけ○〕

1 すべてのケースで活用している → 問６へ
2 概ねすべてのケースで活用している → 問６へ
3 ほとんど活用していない → 問５へ
4 まったく活用していない → 問５へ

問５．理由は何ですか。〔いくつでも○〕

1. 該当事例がなかった
2. その他（具体的に以下の枠の中にご記入下さい）

問６．チェックリストの有用性についてどう思われますか。〔１つだけ○〕

1 極めて有用である
2 まあまあ有用である
3 どちらとも言えない
4 やや有用でない
5 有用でない

問７．「問６」の評価の理由をご記入下さい。

問８．チェックリストの項目内容についてどう思われますか。（１つだけ○）

1 現状でよい
2 何らかの修正が必要 → 問９へ
3 その他 → 問１０へ

問９．追加、修正、削除が必要と思われる点について、その内容と理由を具体的にご記入下さい。

箇所	番号に○	内容	理由
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		
	1. 追加 2. 修正 3. 削除		

問１０．その他、何かあればご記入下さい。

調査票Ⅱ

以下の事例１　事例２は、これまでの事例研究で分析されたいくつかの典型的な要素を持った模擬事例です。子どもの引き取りに関して、事例についてのチェックリストによる評価に、どの程度の一致率があり、判断においてもどのような分岐点があるのかは、本チェックリストの妥当性や評価項目の安定性を吟味する上で、とても重要な要素となると考えています。以下の事例１、事例２を読んでいただき、各事例について、チェックリストへの記入をお願いします。

問１．　事例１を読んでいただき、チェックリストへの記入をお願いします。

問２．　事例２を読んでいただき、チェックリストへの記入をお願いします。

調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

■事例1

家族構成→→父母と子ども2人の4人世帯。

実父（36歳）建築関係の仕事に従事。経済的にも不安定で、転職を繰り返している。
早朝より出勤し、帰宅時間も遅い
飲酒すると暴力的になるため、実母との関係は悪い。
多額の借金を抱えている

実母（31歳）知的障害があると思われるが、正式な診断名がついているわけではない。療育手帳等も所持していない。養育能力に問題があり、家事や育児が十分ではない。家の中もごみだらけで、不衛生な状態。無職であったが、借金の返済のためアルバイトで水商売（夜間）を始めている。

A男（5歳）所属なし
能力的には大きな問題はないが、施設生活での評価は経験不足の課題が挙げられている

B子（4歳）所属なし
能力的には大きな問題はないが、施設生活での評価は経験不足の課題が挙げられている

親族関係　実父の仕事の関係で居住地を転々としているため、祖父母や親族との交流はほとんどなく、今後も親族の援助は期待できない。

■問題の発生→平成19年3月に、近隣より虐待通報あり。

夜になっても実父母が家にいる様子がなく、「子どもたちだけで家にいるのではないか」と近隣より連絡があり、家庭訪問を実施したところ、子どもたちだけで家にいるのを確認した。子どもたちいわく、「お父さんは仕事…、お母さんは出かけてしまった…」との話。
家の中はごみだらけで不衛生な状態であり、その時点で実父母とも連絡が取れないため、緊急に児童相談所への一時保護を実施した。
両親に事情を聞いたところ、実父は借金があり、また、仕事に追われており、子どもの養育のことや、実母のだらしなさについてどうすることもできないという。
実母は、借金返済のためには自分も働く必要があり、夜の仕事はやめることができないと言う。子どもたちだけで家にいたことに関しては、夜になれば実父が帰宅すると思っていたと主張し、一刻も早く子どもたちを返してほしいと言う。
児童相談所の方針として、夜間に子どもだけで放置していたことについて、養育上不適切であると説明し、また、子どもたちは所属集団もなく、健診状況等も不明であり、身なりや栄養状態にも心配な点が多くあったこと、さらに借金返済や、経済的な不安定さ、生活環境の課題といった生活基盤の建て直しを図る必要があること等から、これらの課題が解決するまでの期間、子どもたちは施設入所させることが必要であると判断した。
両親に対して、上記について説明し、子どもたちの施設利用を進めていくこととなった。

■経　過→実父母は、消極的ながら施設利用に同意し、（平成19年4月より児童養護施設に入所中）児童相談所の指導にも概ね従っていた。
一定のアセスメントの後、親子の交流も再開し、また、面会や外出等も継続し、年末年始の外泊も実施している。その中では、親子関係も良好であるとの評価であった。（児童相談所、福祉事務所、施設の意見）
しかし、実父母の経済面は相変わらず厳しい状態が続いていた。実父の仕事は継続しているが、実母の水商売のアルバイトは断続的に続いている状況があった。
平成20年春には、就学を迎えるA男のこともあり、また、B子についても保育園の利用を考えており、父母は就学を機に子どもたちの家庭引き取りを訴えている。

■近　況

施設での生活状況から、子どもの発達面、情緒面で大きな問題はなく、集団適応している。

ただし、経験不足と感じられる課題があり、経過観察の必要はある。
子どもたちは、これまでの親との面会や外泊等の経過が良いので、家庭復帰を望んでいる。
父母は、児童相談所の指導に概ね従っており、子どもとの関係、児童相談所との関係性において大きな問題はない。
経済的には、実父の仕事も継続しており、実母は子どもたちが帰ってきたら仕事を辞めて、養育に専念したいと言っている。
実父は、仕事が忙しいながらも飲酒をしばらく控えていることもあり、実母との関係も落ち着いている。
子どもたちのことで父母は、A男の就学準備を始めたり、就学前健診等にも参加している。
B子の保育園利用については、市の担当者に相談している中では、4月当初の利用は難しいと言われ、5月か6月頃になれば、利用できる可能性があると言われている。
父母なりに、子どもの家庭引き取りに向けて、相談や調整をしている様子が伺われた。
住環境に関しては、市の協力などもあり家の中は以前に比べればきれいに整理されている。
この間、実母自身の身の回りのことや家事など、実母なりのペースでこなせる力をつけてきた。
市としては、子どもたちが家庭引取りになった後の家事や養育の部分で考えると、もう少し時間をかけながらじっくりと家庭復帰を目指したほうが良いのではないかと考えている。

■事例２

家族構成→→母と子どもの2人母子世帯。

実母（31歳）うつ病と診断。無職。生活保護受給世帯。

実母の病状に波があり、悪化すると大量服薬を繰り返すことがある。子どもが119番に連絡をして救急車を呼ぶようなこともあった。

Ｃ男（10歳）小学校4年生

能力的には問題はないが、対人関係が苦手で学校や施設でのトラブルが目立つ。

親子関係　実母の体調が良い時は、母子関係に問題なく親子関係は良好だが、体調が悪いと食事を作ってもらえなかったり、理由なく罵声を浴びせられたり、怪我には至らないが叩かれるようなこともある。

母方祖母(60歳)

実母宅の近くに1人暮らし。孫（Ｃ男）のことは心配している。祖母は、常識的で関係機関とは普通にやり取りができる。実母のことは批判的に見ている。

実母の話によると、祖母からの被虐待経験があるとのことで、祖母と実母の関係は悪い。しかし、実母は自分が困ると祖母に依存的となり祖母もそれを受け入れている関係。

体調が思わしくないため、Ｃ男への思いはありながら、Ｃ男の面倒見ることはできないという。

実母の病状や気分の変動の激しさには負担感強く、あまりかかわりたくない気持ちもある。

母方叔母(27歳)

パート就労。離婚歴あり。現在、実母宅近くに1人暮らし。

祖母と同様に、Ｃ男のことを心配している。実母との関係は不安定で、実母と祖母が良好な時は叔母が外され、実母と叔母が良好な時は祖母が外されてしまう関係性である。

祖母と同様にできればあまりかかわりたくないと思っている。

■問題の発生→平成19年8月某日深夜、実母が大量服薬。それに気づいたＣ男が119番通報し、救急搬送された。搬送先の病院より児童相談所に連絡があり、Ｃ男を一時保護とした。

これまでも同様のことを再三繰り返しており、児童相談所としてもその都度警告をしてきた経過がある。

祖母や叔母の協力も得ながら、なんとか一時保護には至らずにすんでいたが、祖母たちもこれ以上面倒なことに巻き込まれたくないとし、また、児童相談所としては、実母がすぐに退院したとしても、このままＣ男を家に返すわけにはいかないと判断した。

■経　過→病状が回復した実母に対して、大量服薬を再三繰り返していること、そのことについて児童相談所が相当回数の警告を発しているにもかかわらず、通院治療や生活状況が改善しないことなどから、Ｃ男については公的保護とし、実母の生活改善を見るまでは、施設利用する方針を実母に申し渡した。

実母は、Ｃ男の施設入所についてかなり抵抗するも、説得の後、しぶしぶ了解をする。

平成19年9月より、Ｃ男は児童養護施設に入所する。

その後しばらくして、それぞれ関係の良くなかった実母と祖母、叔母が、Ｃ男の施設入所をきっかけに、Ｃ男の家庭引取りのために一致団結することなり、引き取り要求が出される。

児童相談所は、実母、祖母、叔母に対して合同面接の開催を提案し、その話し合いの中で、家庭引き取りについては、実母自身の課題（定期的な通院治療と服薬調整、主治医の判断、生活リズムの立て直し等）解決と親族の協力が不可欠であることを確認し、今後の協力依頼をした。

施設入所中のＣ男は、学校や施設内での不適応があり、施設生活全般について不満を持っていた。

実母との交流については、一定の枠組みの中で面会、外出を実施し、親子関係など経過は良好であった。それを踏まえて、外泊も開始するが、一度だけC男が施設に戻りたくないと実母に訴えたことがあり、大変な騒ぎとなった。急遽、児童相談所と施設の職員が家庭訪問、また、祖母と叔母の協力もあり実母とC男を説得し、ようやく施設に戻るという出来事があった。

■近　況→実母は、生活保護CWの指導等もあり、定期的に通院ができており、病状としてはまずまず落ち着いていた。

C男が施設でつらい思いをしていることは、本人から聞いているので、実母としてはできるだけ早くにC男を引き取りたいと考えている。

実母の主治医の判断としては、服薬調整、管理は概ねできているので、現状では実母に関してそれほど心配はないと言う。ただし、C男が家庭に戻った場合にその状態が維持できるかどうかについては分らないと言う。

施設の意見として、C男は対人関係や行動面で対応の難しい児童であるとみており、実母との関係性や生活状況だけではなく、C男の器質的な課題もあるのではないかと感じている。

学校は、これまでの経過として、実母の病状に本人の情緒面が大きく影響されているとみており、C男が実母との生活を再開することについては、再び同様のことが起きるのではないかと心配している。

C男本人は、実母の病状が落ち着いていることと、施設生活での不適応や不満などから、早急に家に帰りたいと考えている。

実母とC男の交流状況については、初回の外泊時にトラブルはあったものの、それ以降は児童相談所や施設との約束は守ることができ概ね順調である。

祖母や叔母としては、実母やC男の気持ちを最大限に尊重してほしいと言う。家庭引き取りになった後の協力も可能であるとの話があった。

（事例1）

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト

氏名　　再統合対象者

（　　）（　　）　　記入日（　　年　　月　　日）

		チェックの視点	チェック項目（該当欄に○をつける）	はい	ややはい	ややいいえ	いいえ	不明	特記事項
経過	1	交流状況	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である						
	2	施設等の判断	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている						
子ども	3	乳児非該当 家庭復帰の希望	家庭復帰を望んでいる（真の希望でない場合は●）						
	4	保護者への思い、愛着	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる						
	5	健康・発育の状況	成長・発達が順調である						
	6	対人関係、情緒の安定	乳児非該当　対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している 乳児項目　主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している						
	7	乳児非該当 リスク回避能力	虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる						
保護者	8	引取りの希望	家庭引取りを希望している（真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる希望は●）						
	9	虐待の事実を認めていること	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる						
	10	子どもの立場に立った見方	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる						
	11	衝動のコントロール	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる						
	12	精神的安定	精神的に安定している（必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる）						
	13	養育の知識・技術	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる						
	14	関係機関への援助関係構築の意思	児童相談所や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる						
	15	地域、近隣における孤立、トラブル	近隣から必要なときに援助が得られる						
家庭環境	16	親族との関係	親族から必要なときに援助が得られる						
	17	生活基盤の安定	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている						
	18	子どもの心理的居場所	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある						
地域	19	地域の受入れ体制	公的機関等による支援体制が確保されている						
	20	地域の支援機能	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行える						
評価			A　家庭復帰を進める B　家庭復帰に課題あり C　家庭復帰は不可 （B、Cの場合、その理由を記入）						

（事例2）

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト

氏名　　再統合対象者

（　　）（　　）　　記入日（　　年　　月　　日）

		チェックの視点	チェック項目（該当欄に○をつける）	はい	ややはい	ややいいえ	いいえ	不明	特記事項
経過	1	交流状況	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である						
	2	施設等の判断	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている						
子ども	3	乳児非該当 家庭復帰の希望	家庭復帰を望んでいる（真の希望でない場合は●）						
	4	保護者への思い、愛着	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる						
	5	健康・発育の状況	成長・発達が順調である						
	6	対人関係、情緒の安定	乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している						
			乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している						
	7	乳児非該当 リスク回避能力	虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる						
保護者	8	引取りの希望	家庭引取りを希望している（真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる希望は●）						
	9	虐待の事実を認めていること	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる						
	10	子どもの立場に立った見方	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる						
	11	衝動のコントロール	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる						
	12	精神的安定	精神的に安定している（必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる）						
	13	養育の知識・技術	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる						
	14	関係機関への援助関係構築の意思	児童相談所や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる						
	15	地域、近隣における孤立、トラブル	近隣から必要なときに援助が得られる						
家庭環境	16	親族との関係	親族から必要なときに援助が得られる						
	17	生活基盤の安定	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている						
	18	子どもの心理的居場所	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある						
地域	19	地域の受入れ体制	公的機関等による支援体制が確保されている						
	20	地域の支援機能	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行える						
評価			A　家庭復帰を進める B　家庭復帰に課題あり C　家庭復帰は不可 （B、Cの場合、その理由を記入）						